

令和 6 年全国家計構造調査

所得に関する結果、
家計資産・負債に関する結果及び
年間収入・資産分布等に関する結果

結果の概要

2026 年(令和 8 年) 8 月 28 日



総務省統計局

目 次

結 果 の 概 要

I 世帯の所得、金融資産及び負債、家計資産の概要

1 所得の概況	1
2 金融資産及び負債の概況	5
3 家計資産の概況	10

II 世帯主の年齢階級別にみた所得、金融資産及び負債、家計資産

1 世帯主の年齢階級別の所得	13
2 世帯主の年齢階級別の金融資産及び負債	15
3 世帯主の年齢階級別の家計資産	18

III 世帯類型別にみた所得、金融資産及び負債

1 夫婦のいる世帯	20
2 高齢者世帯	23
3 単身世帯	25
4 母子世帯	28

IV 都道府県別にみた所得、金融資産、家計資産

1 所得	29
2 金融資産	30
3 家計資産	32

V 所得・資産に関する指標

1 年間収入・資産分布の均等度に関する指標（ジニ係数）	33
2 相対的貧困に関する指標	35

<付 録>

令和6年全国家計構造調査の概要	39
用語の解説	42
金融資産・負債の範囲と内容	48
家計の住宅・宅地資産の価額評価方法	50
等価可処分所得の計算方法	52
ジニ係数の計算方法	53
相対的貧困率の計算方法	55
資産面を考慮した相対的貧困の指標について	56

図 表 目 次

([] 内はe - S t a tに掲載する結果表の表番号)

< I 世帯の所得、金融資産及び負債、家計資産の概要 >

図 I - 1	年間収入の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]	1
	[(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3-1表]	
表 I - 1	年間収入の内訳及び構成割合（総世帯）[2024年・2019年]	1
	[(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3-1表]	
図 I - 2	年間収入の構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年] ...	2
	[(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3-1表]	
表 I - 2	年間収入の内訳及び構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年] ..	2
	[(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3-1表]	
図 I - 3	世帯区分別年間収入の内訳（総世帯）	3
	[(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3-1表]	
図 I - 4	年間収入五分位階級別年間収入（総世帯のうち勤労者世帯）	4
	[(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3-20表]	
図 I - 5	年間収入五分位階級別年間収入の構成割合（総世帯のうち勤労者世帯）	4
	[(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3-20表]	
図 I - 6	金融資産残高及び金融負債残高（総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年]	5
	[(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4-1表]	
図 I - 7	金融資産残高の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]	6
	[(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4-1表]	
表 I - 3	金融資産残高の内訳及び構成割合（総世帯）[2024年・2019年]	6
	[(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4-1表]	
表 I - 4	金融負債残高の内訳及び構成割合並びに負債保有率（総世帯）[2024年・2019年] ..	7
	[(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4-1表]	
図 I - 8	金融資産残高五分位階級別金融資産残高（総世帯）	8
	[(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4-22表]	
図 I - 9	金融資産残高五分位階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）	8
	[(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4-22表]	
図 I - 10	金融資産残高階級別の世帯分布（総世帯）	9
	[(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4-22表]	

図Ⅰ－11	純資産総額の構成割合（総世帯）〔2024年・2019年〕	10
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－1表〕	
表Ⅰ－5	純資産総額の内訳及び構成割合（総世帯）〔2024年・2019年〕	10
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－1表〕	
図Ⅰ－12	純資産総額の構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）〔2024年・2019年〕	11
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－1表〕	
表Ⅰ－6	純資産総額の内訳及び構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）〔2024年・2019年〕	11
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－1表〕	
図Ⅰ－13	純資産総額階級別の世帯分布（総世帯）	12
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－21表〕	
＜Ⅱ 世帯主の年齢階級別にみた所得、金融資産及び負債、家計資産＞		
図Ⅱ－1	世帯主の年齢階級別年間収入（総世帯）〔2024年・2019年〕	13
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表〕	
図Ⅱ－2	世帯主の年齢階級別年間収入の構成割合（総世帯）	13
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表〕	
図Ⅱ－3	世帯主の年齢階級別年間収入（二人以上の世帯）〔2024年・2019年〕	14
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表〕	
図Ⅱ－4	世帯主の年齢階級別年間収入の構成割合（二人以上の世帯）	14
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表〕	
図Ⅱ－5	世帯主の年齢階級別金融資産残高及び金融負債残高（総世帯）	15
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
図Ⅱ－6	世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）〔2024年・2019年〕	16
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
表Ⅱ－1	世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）〔2024年・2019年〕	16
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
表Ⅱ－2	世帯主の年齢階級別金融負債残高の構成割合（総世帯）〔2024年・2019年〕	17
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
図Ⅱ－7	世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）	18
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
図Ⅱ－8	世帯主の年齢階級別純資産総額（総世帯）	18
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
図Ⅱ－9	世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）〔2024年・2019年〕	19
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	

表Ⅱ－３	世帯主の年齢階級別純資産総額（総世帯）〔2024年・2019年〕	19
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	

＜Ⅲ 世帯類型別にみた所得、金融資産及び負債＞

図Ⅲ－１	夫婦のいる世帯の世帯類型別年間収入の内訳	22
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－10表、第3－33表、第3－34表〕	
図Ⅲ－２	夫婦のいる世帯の世帯類型別金融資産残高及び金融負債残高	22
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－10表、第4－33表、第4－34表〕	
図Ⅲ－３	夫婦高齢者世帯（勤労者世帯及び無職世帯）の年間収入の内訳、金融資産残高及び金融負債残高	23
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－11表、 (全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－11表〕	
図Ⅲ－４	高齢者単身世帯（勤労者世帯・65～74歳、勤労者世帯・75歳以上、無職世帯・65～74歳及び無職世帯・75歳以上）の年間収入の内訳、金融資産残高及び金融負債残高	24
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表、 (全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
図Ⅲ－５	男女、年齢階級別年間収入（単身世帯）	25
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表〕	
表Ⅲ－１	男女、年齢階級別年間収入の内訳（単身世帯）	25
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表〕	
図Ⅲ－６	男女、年齢階級別年間収入の構成割合（単身世帯）	26
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－4表〕	
図Ⅲ－７	男女、年齢階級別金融資産残高及び金融負債残高（単身世帯）	27
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－4表〕	
図Ⅲ－８	母子世帯及び夫婦と未婚の子供（長子が高校生まで）がいる世帯の年間収入（勤労者世帯）〔2024年・2019年〕	28
	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－10表、第3－12表〕	
図Ⅲ－９	母子世帯及び夫婦と未婚の子供（長子が高校生まで）がいる世帯の金融資産残高及び金融負債残高（勤労者世帯）	28
	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－10表、第4－12表〕	

＜Ⅳ 都道府県別にみた所得、金融資産、家計資産＞

表Ⅳ－１	都道府県別年間収入（総世帯）	29
図Ⅳ－１	〔(全国) 1世帯当たり年間収入額：第3－1表〕	
表Ⅳ－２	都道府県別金融資産残高（総世帯）	30
図Ⅳ－２	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－1表〕	
表Ⅳ－３	都道府県別金融資産残高に占める有価証券の割合及び有価証券の額（総世帯）	31
図Ⅳ－３	〔(全国) 1世帯当たり資産現在高・負債現在高：第4－1表〕	

表Ⅳ－４	都道府県別純資産総額（総世帯）	32
------	-----------------	----

図Ⅳ－４	〔(全国) １世帯当たり資産現在高・負債現在高：第４－１表〕	
------	--------------------------------	--

<Ⅴ 所得・資産に関する指標>

表Ⅴ－１	等価可処分所得のジニ係数の推移	33
------	-----------------	----

図Ⅴ－１	〔(全国) 所得のジニ係数：第７－１表〕	
------	----------------------	--

表Ⅴ－２	等価可処分所得、等価金融資産残高及び等価住宅・宅地資産額のジニ係数	33
	〔(全国) 所得のジニ係数：第７－１表、(全国) 資産のジニ係数：第７－21表〕	

表Ⅴ－３	年齢階級別等価可処分所得、等価金融資産残高及び等価住宅・宅地資産額のジニ係数	34
	〔(全国) 所得のジニ係数：第７－１表、(全国) 資産のジニ係数：第７－21表〕	

表Ⅴ－４	相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）の推移	35
------	----------------------------	----

図Ⅴ－２	〔(全国) 所得面からみた貧困に関する指標：第７－11表、第７－19表〕	
------	--------------------------------------	--

表Ⅴ－５	資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標〔2024年・2019年〕	36
	〔(全国) 所得面からみた貧困に関する指標：第７－19表、 (全国) 資産面からみた貧困に関する指標：第７－31－１表、第７－41表〕	

表Ⅴ－６	年齢階級別相対的貧困の指標	37
	〔(全国) 所得面からみた貧困に関する指標：第７－11表、 (全国) 資産面からみた貧困に関する指標：第７－31－１表〕	

表Ⅴ－７	世帯類型別相対的貧困の指標	38
	〔(全国) 所得面からみた貧困に関する指標：第７－17表、 (全国) 資産面からみた貧困に関する指標：第７－37－１表〕	

注１ 本資料上の本文中における金額は、公表数値（表章単位「千円」）を「万円」単位とし、小数点以下第一位まで表章している。ただし、各分位の境界値（分位の上限）及び中央値については「万円」単位の整数値である。

注２ 本資料上の図表について、金額及び構成比は表示単位に四捨五入してあるので、内訳の計は必ずしも合計に一致しない。

結 果 の 概 要

I 世帯の所得、金融資産及び負債、家計資産の概要

1 所得の概況

(1) 全体の状況

年間収入は593.7万円。2019年と比較して6.3%増加

総世帯の1世帯当たり2024年の年間収入は593.7万円となっており、2019年と比較すると、6.3%の増加となっている※¹。

年間収入の内訳をみると、「勤め先収入」が406.3万円、「公的年金・恩給給付」が89.2万円、「事業・内職収入」が61.8万円などとなっている。

また、年間収入の構成割合を2019年と比較すると、「勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）」※²などが上昇しており、一方で、「勤め先収入（他の世帯員収入）」、「公的年金・恩給給付」などは低下している。（図I－1、表I－1）

※¹ 各年の年間収入は、前年11月から当年10月までの収入（税込）

※² 「配偶者のいない世帯」を含む平均

図 I－1 年間収入の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]

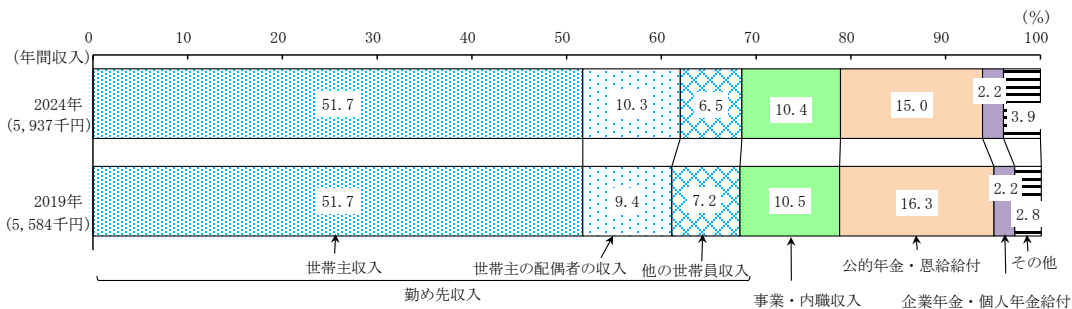


表 I－1 年間収入の内訳及び構成割合（総世帯）[2024年・2019年]

項 目	2024年		2019年		増減率	
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数 (%)	構成比 (ポイント)
世帯主の平均年齢 (歳)	57.1	-	56.6	-	(0.5)	-
平均世帯人員 (人)	2.15	-	2.29	-	(-0.14)	-
年間収入 (千円)	5,937	100.0	5,584	100.0	6.3	-
勤め先収入	4,063	68.4	3,812	68.3	6.6	0.1
世帯主収入	3,069	51.7	2,887	51.7	6.3	0.0
世帯主の配偶者の収入	611	10.3	525	9.4	16.4	0.9
他の世帯員収入	384	6.5	400	7.2	-4.0	-0.7
事業・内職収入	618	10.4	584	10.5	5.8	-0.1
公的年金・恩給給付	892	15.0	909	16.3	-1.9	-1.3
企業年金・個人年金給付	131	2.2	125	2.2	4.8	0.0
その他	233	3.9	154	2.8	51.3	1.1

注1 世帯主の平均年齢及び平均世帯人員の増減率に記載の（）内は、2019年との差

注2 「その他」の金額は、以下の式により算出しており、「利子・配当金」、「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」、「仕送り金」、「その他の収入」及び「現物収入」が含まれる。

「その他」＝「年間収入」－（「勤め先収入」＋「事業・内職収入」＋「公的年金・恩給給付」＋「企業年金・個人年金給付」）

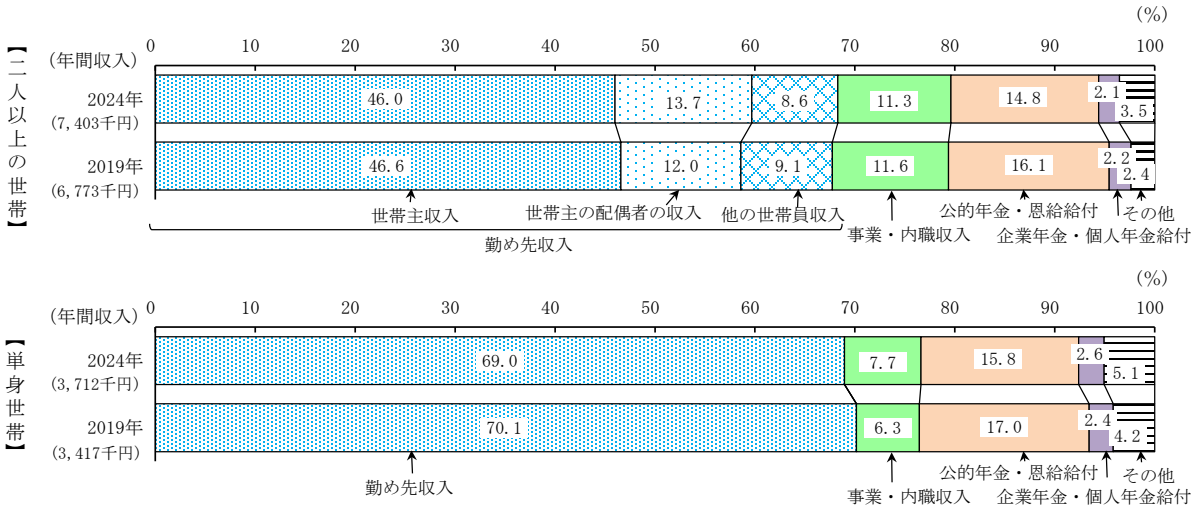
(2) 二人以上の世帯及び単身世帯

年間収入は二人以上の世帯が740.3万円、単身世帯が371.2万円

1 世帯当たり2024年の年間収入は、二人以上の世帯が740.3万円、単身世帯が371.2万円となっており、2019年と比較すると、それぞれ9.3%、8.6%の増加となっている。

また、年間収入の構成割合を2019年と比較すると、二人以上の世帯では「勤め先収入」などは上昇している一方で、「事業・内職収入」、「公的年金・恩給給付」などは低下している。他方、単身世帯では、「事業・内職収入」、「企業年金・個人年金給付」などは上昇している一方で、「勤め先収入」、「公的年金・恩給給付」は低下している。(図Ⅰ－2、表Ⅰ－2)

図Ⅰ－2 年間収入の構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年]



表Ⅰ－2 年間収入の内訳及び構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年]

項 目	二人以上の世帯						単身世帯					
	2024年		2019年		増減率 上昇・低下幅		2024年		2019年		増減率 上昇・低下幅	
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数 (%)	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数 (%)	構成比 (%)
世帯主の平均年齢 (歳)	58.8	-	58.1	-	(0.7)	-	54.5	-	53.9	-	(0.6)	-
平均世帯人員 (人)	2.91	-	2.99	-	(-0.08)	-	1.00	-	1.00	-	(0.00)	-
年間収入 (千円)	7,403	100.0	6,773	100.0	9.3	-	3,712	100.0	3,417	100.0	8.6	-
勤め先収入	5,054	68.3	4,588	67.7	10.2	0.6	2,560	69.0	2,397	70.1	6.8	-1.1
世帯主収入	3,405	46.0	3,156	46.6	7.9	-0.6	2,560	69.0	2,397	70.1	6.8	-1.1
世帯主の配偶者の収入	1,013	13.7	813	12.0	24.6	1.7	-	-	-	-	-	-
他の世帯員収入	637	8.6	619	9.1	2.9	-0.5	-	-	-	-	-	-
事業・内職収入	838	11.3	787	11.6	6.5	-0.3	284	7.7	215	6.3	32.1	1.4
公的年金・恩給給付	1,094	14.8	1,089	16.1	0.5	-1.3	585	15.8	581	17.0	0.7	-1.2
企業年金・個人年金給付	155	2.1	149	2.2	4.0	-0.1	95	2.6	82	2.4	15.9	0.2
その他	262	3.5	160	2.4	63.8	1.1	188	5.1	142	4.2	32.4	0.9

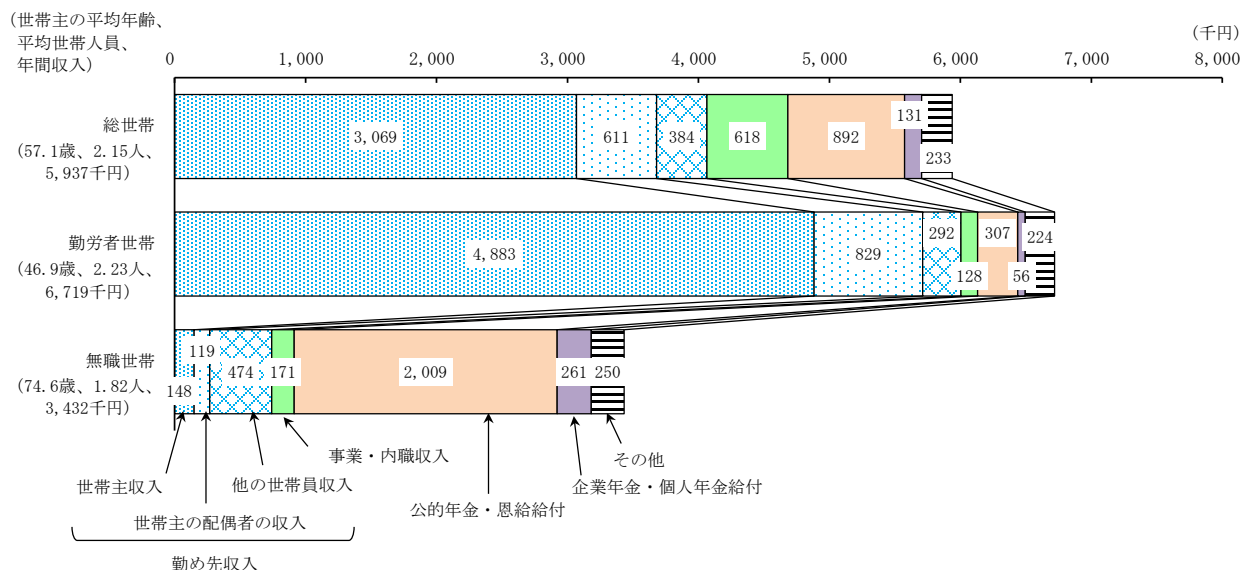
(3) 勤労者世帯及び無職世帯

年間収入は勤労者世帯が671.9万円、無職世帯が343.2万円

総世帯のうち勤労者世帯の年間収入は671.9万円、うち「勤め先収入」が600.4万円、さらにその内訳をみると、「勤め先収入（世帯主収入）」が488.3万円、「勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）」が82.9万円などとなっており、「勤め先収入（世帯主収入）」が年間収入の約7割を占めている。

また、総世帯のうち無職世帯の年間収入は343.2万円、うち「公的年金・恩給給付」が200.9万円、「勤め先収入（他の世帯員収入）」が47.4万円などとなっており、「公的年金・恩給給付」が年間収入の約6割を占めている。（図Ⅰ－3）

図Ⅰ－3 世帯区分別年間収入の内訳（総世帯）



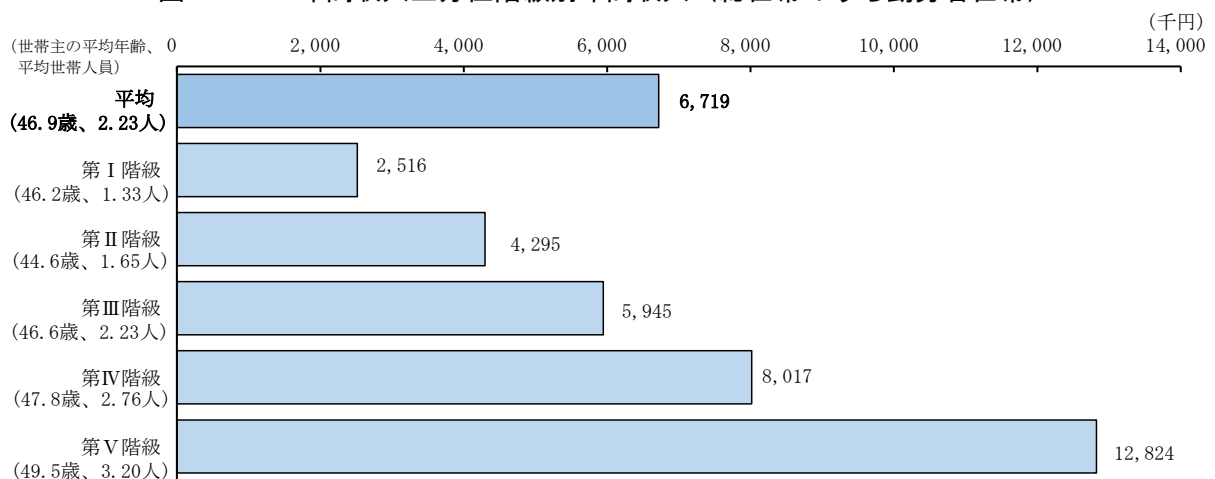
(4) 年間収入五分位階級

勤労者世帯の第Ⅴ階級の年間収入は平均の約1.9倍、第Ⅰ階級は平均の約3分の1

総世帯のうち勤労者世帯の年間収入を年間収入五分位階級別にみると、第Ⅰ階級が251.6万円、第Ⅱ階級が429.5万円、第Ⅲ階級が594.5万円、第Ⅳ階級が801.7万円、第Ⅴ階級が1282.4万円となっており、第Ⅴ階級の年間収入は平均の約1.9倍、第Ⅰ階級は平均の約3分の1となっている。

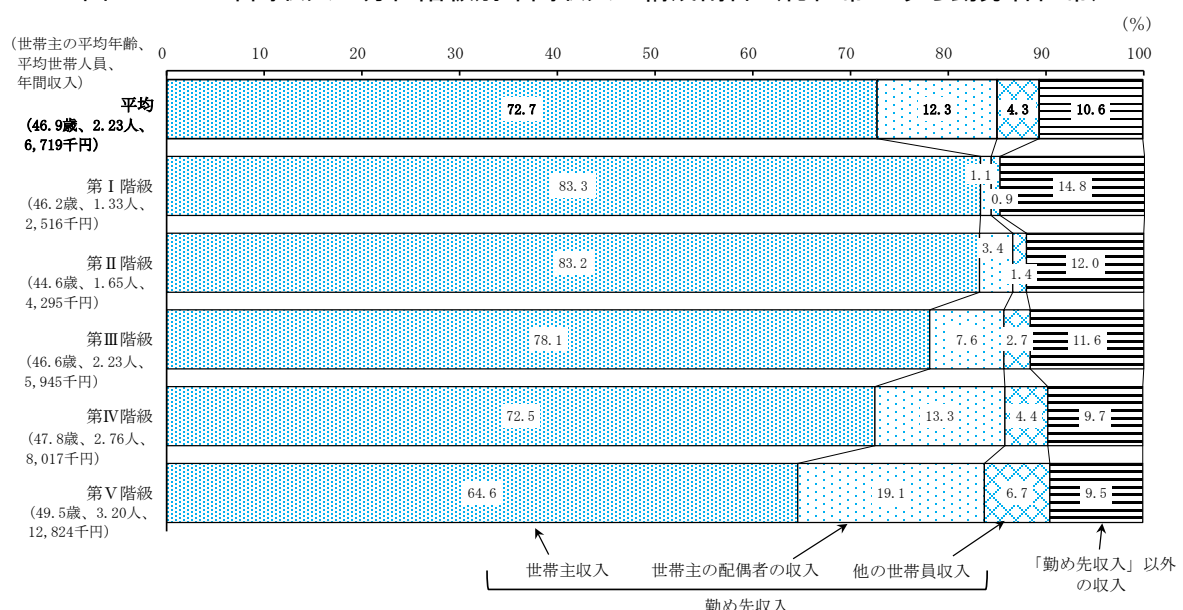
また、年間収入の構成割合をみると、収入階級が高くなるに従って「勤め先収入（世帯主収入）」は割合が低くなっている一方で、「勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）」及び「勤め先収入（他の世帯員収入）」は割合が高くなっている。（図Ⅰ－4、図Ⅰ－5）

図Ⅰ－4 年間収入五分位階級別年間収入（総世帯のうち勤労者世帯）



各分位の境界値（分位の上限）：第Ⅰ階級350万円、第Ⅱ階級502万円、第Ⅲ階級690万円、第Ⅳ階級939万円

図Ⅰ－5 年間収入五分位階級別年間収入の構成割合（総世帯のうち勤労者世帯）



各分位の境界値（分位の上限）：第Ⅰ階級350万円、第Ⅱ階級502万円、第Ⅲ階級690万円、第Ⅳ階級939万円

2 金融資産及び負債の概況

(1) 全体の状況

金融資産残高は1527.2万円、金融負債残高は474.2万円。2019年と比較してそれぞれ19.3%、4.0%増加

総世帯の1世帯当たり2024年^{※1}の金融資産残高^{※2}（貯蓄現在高）は1527.2万円、金融負債残高^{※3}は474.2万円となっている。2019年^{※1}と比較すると、それぞれ19.3%、4.0%の増加と、金融資産残高の増加が金融負債残高の増加を上回ったことにより、純金融資産（金融資産残高－金融負債残高）は27.8%増加している。

また、二人以上の世帯では、金融資産残高は1723.2万円、金融負債残高は671.5万円となっており、2019年と比較すると、それぞれ18.9%、9.9%増加している。

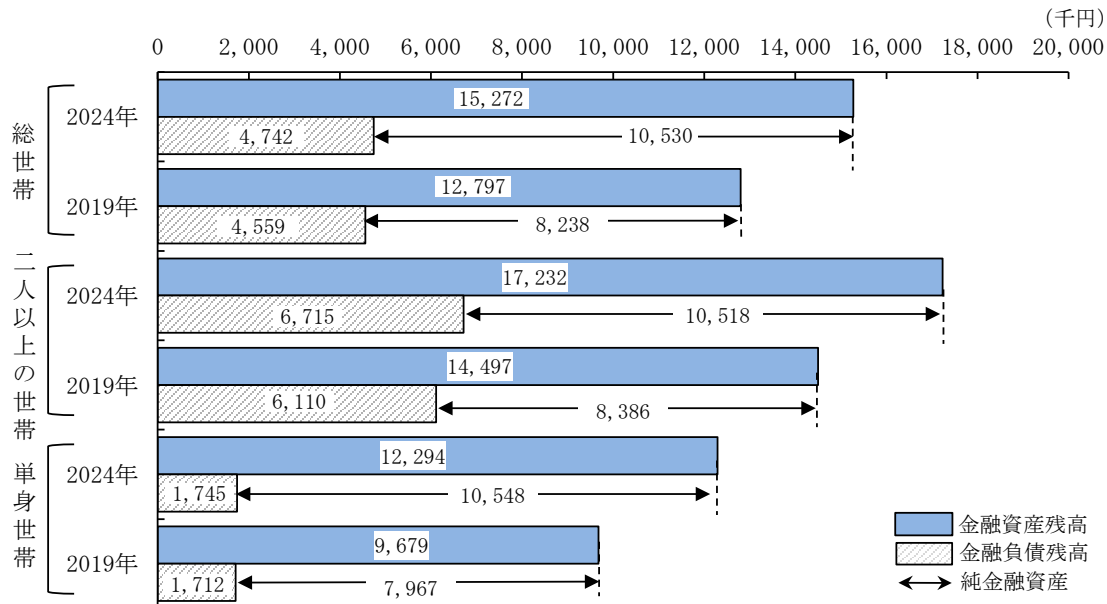
さらに、単身世帯では、金融資産残高は1229.4万円、金融負債残高は174.5万円となっており、2019年と比較すると、それぞれ27.0%、1.9%増加している。（図I－6）

※1 各年の10月末日現在

※2 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均

※3 「金融負債を保有していない世帯」を含む平均

図I－6 金融資産残高及び金融負債残高（総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯）
[2024年・2019年]



(2) 金融資産残高の構成割合

金融資産残高の構成割合は、「有価証券」が上昇し、金融資産残高の2割を超えている

総世帯の金融資産残高の構成割合をみると、「預貯金」が60.2%と最も高く、次いで「有価証券」(22.8%) などとなっている。

また、金融資産残高の構成割合を2019年と比較すると、「有価証券」が上昇し、金融資産残高の2割を超えている。一方、「預貯金」、「生命保険など」は低下している。(図I－7、表I－3)

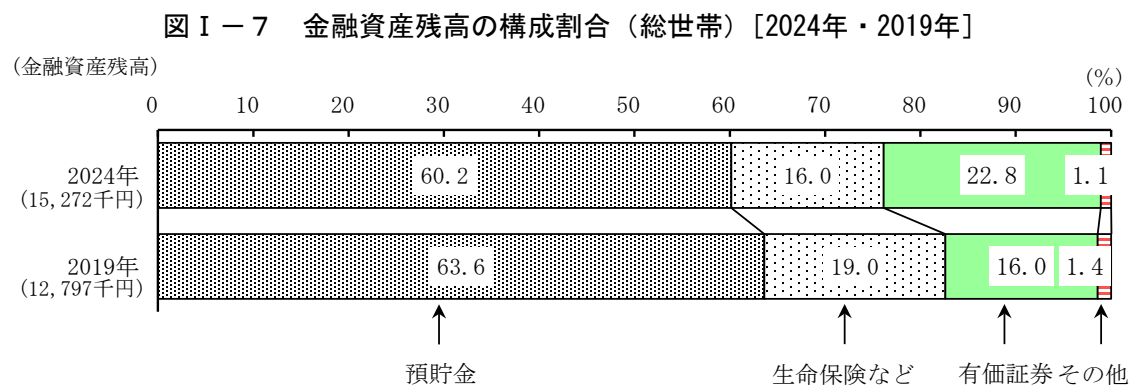


表 I－3 金融資産残高の内訳及び構成割合（総世帯）[2024年・2019年]

項 目	2024年		2019年		増減率 上昇・低下幅	
	実数 (千円)	構成比 (%)	実数 (千円)	構成比 (%)	実数 (%)	構成比 (点)
金融資産残高 (貯蓄現在高)	15,272	100.0	12,797	100.0	19.3	—
預貯金	9,188	60.2	8,142	63.6	12.8	−3.4
通貨性預貯金	5,292	34.7	3,666	28.6	44.4	6.1
定期性預貯金	3,896	25.5	4,476	35.0	−13.0	−9.5
生命保険など	2,441	16.0	2,430	19.0	0.5	−3.0
有価証券	3,478	22.8	2,045	16.0	70.1	6.8
その他	165	1.1	181	1.4	−8.8	−0.3
(再掲) 年金型貯蓄	526	3.4	527	4.1	−0.2	−0.7

(3) 金融負債残高の構成割合

金融負債残高の構成割合は、「住宅・土地のための負債」が上昇し、金融負債残高の9割弱を占めている

総世帯の金融負債残高の構成割合をみると、「住宅・土地のための負債」が87.4%と最も高くなっている。

負債保有率（負債を保有している世帯の割合）は34.3%であり、うち住宅・土地のための負債保有率は21.4%となっている。

また、金融負債残高の構成割合を2019年と比較すると、「住宅・土地のための負債」が2.3ポイント上昇している一方で、住宅・土地のための負債保有率は、0.7ポイント低下している。

（表Ⅰ－４）

表Ⅰ－４ 金融負債残高の内訳及び構成割合並びに負債保有率（総世帯）〔2024年・2019年〕

項目	2024年		2019年		増減率 上昇・低下幅	
	実数（千円）	構成比（%）	実数（千円）	構成比（%）	実数（%）	構成比（%）
金融負債残高	4,742	100.0	4,559	100.0	4.0	—
住宅・土地のための負債	4,146	87.4	3,879	85.1	6.9	2.3
住宅・土地以外の負債	374	7.9	450	9.9	-16.9	-2.0
月賦・年賦	222	4.7	230	5.0	-3.5	-0.3

	2024年	2019年	上昇・低下幅 （%）
負債保有率（%）	34.3	36.8	-2.5
うち住宅・土地のための負債	21.4	22.1	-0.7

(4) 金融資産残高五分位階級

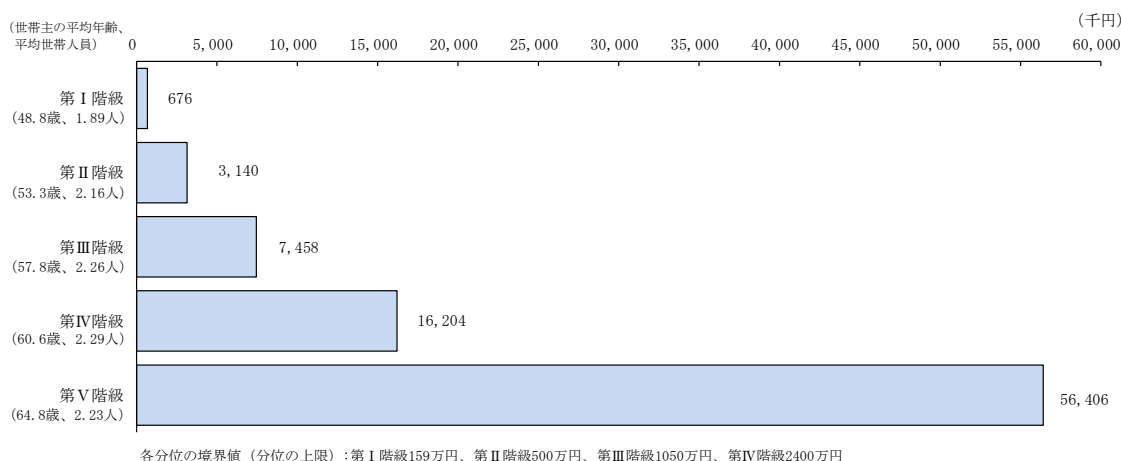
金融資産残高五分位階級のうち第Ⅰ階級の金融資産残高は第Ⅲ階級の約11分の1、第Ⅴ階級は第Ⅲ階級の約7.6倍

総世帯の金融資産残高を金融資産残高五分位階級*別にみると、第Ⅰ階級が67.6万円、第Ⅱ階級が314.0万円、第Ⅲ階級が745.8万円、第Ⅳ階級が1620.4万円、第Ⅴ階級が5640.6万円となっており、第Ⅰ階級の金融資産残高は第Ⅲ階級の約11分の1、第Ⅴ階級は第Ⅲ階級の約7.6倍となっている。

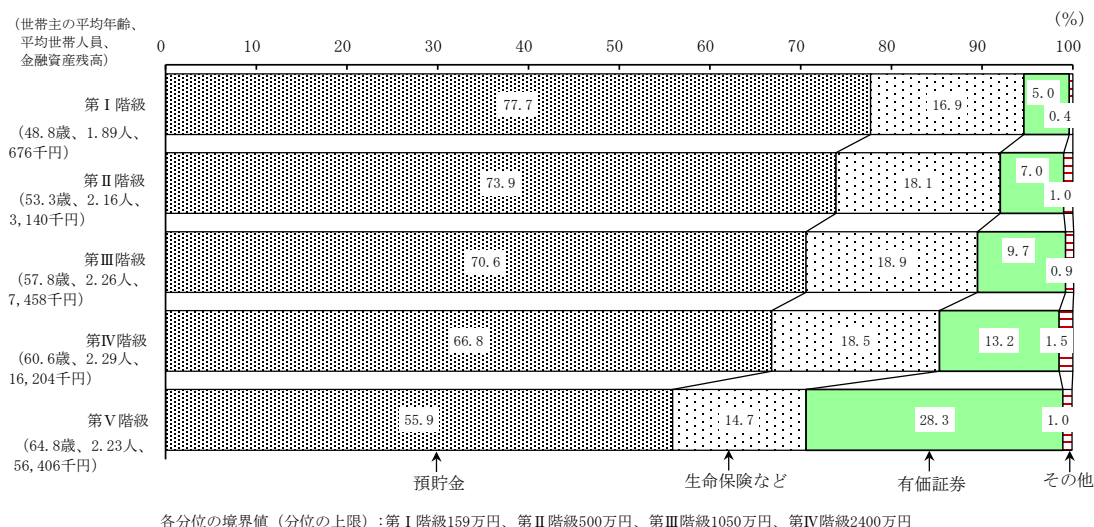
また、金融資産残高の構成割合をみると、「預貯金」は金融資産残高階級が高くなるに従って割合が低くなっている。一方、「有価証券」は金融資産残高階級が高くなるに従って割合が高くなっている。(図Ⅰ－8、図Ⅰ－9)

※ 「金融資産を保有していない世帯」は含まない。

図Ⅰ－8 金融資産残高五分位階級別金融資産残高（総世帯）



図Ⅰ－9 金融資産残高五分位階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）



(5) 金融資産残高の世帯分布

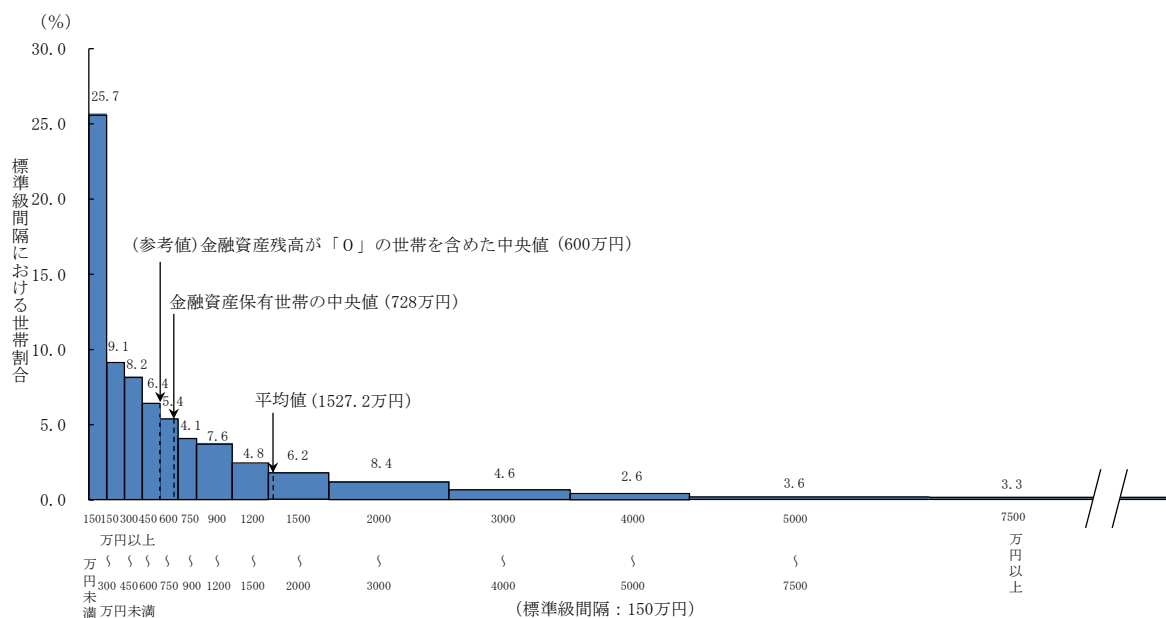
金融資産保有世帯の金融資産残高の中央値は728万円

総世帯の金融資産残高階級別（標準級間隔150万円）の世帯分布をみると、150万円未満が25.7%、150万円以上300万円未満が9.1%、300万円以上450万円未満が8.2%など、金融資産残高の少ない階級に偏った分布となっている。

また、金融資産保有世帯の中央値※は728万円となっている。（図 I－10）

※ 金融資産保有世帯の中央値とは、「金融資産残高」が「0」の世帯を除いた金融資産残高の少ない方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の金融資産残高をいう。

図 I－10 金融資産残高階級別の世帯分布（総世帯）



注 標準級間隔150万円の各階級（金融資産残高900万円未満）の度数は縦軸目盛りと一致するが、金融資産残高900万円以上の各階級の度数は階級の間隔が標準級間隔よりも広いいため、縦軸目盛りとは一致しない。

3 家計資産の概況

(1) 全体の状況

純資産総額は3156.5万円。2019年と比較して、11.4%増加

総世帯の1世帯当たり2024年※¹の純資産総額※²は3156.5万円となっており、2019年※¹と比較すると、11.4%の増加となっている。

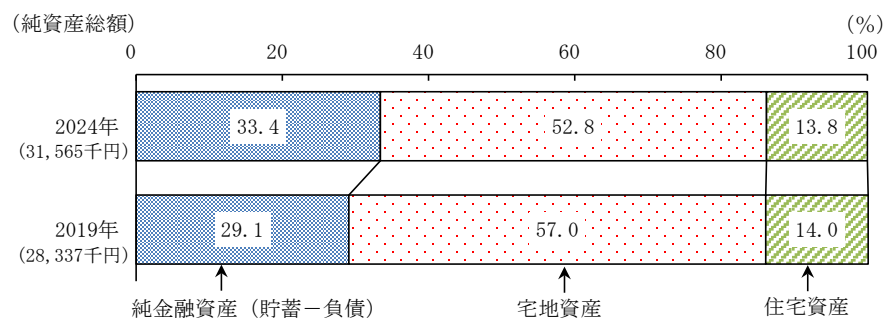
純資産総額の構成割合をみると、「宅地資産」(52.8%)が最も高く、次いで「純金融資産」(33.4%)、「住宅資産」(13.8%)となっている。

また、純資産総額の構成割合を2019年と比較すると、「純金融資産」の割合が上昇している一方で、「宅地資産」及び「住宅資産」の割合は低下している。(図I-11、表I-5)

※1 各年の10月末日現在

※2 純資産総額は、「純金融資産(貯蓄－負債)」と「住宅・宅地資産」の合計である。

図I-11 純資産総額の構成割合(総世帯)[2024年・2019年]



表I-5 純資産総額の内訳及び構成割合(総世帯)[2024年・2019年]

項 目	2024年		2019年		増減率 上昇・低下幅	
	実数(千円)	構成比(%)	実数(千円)	構成比(%)	実数(%)	構成比(%)
純資産総額	31,565	100.0	28,337	100.0	11.4	-
純金融資産(貯蓄－負債)	10,530	33.4	8,238	29.1	27.8	4.3
住宅・宅地資産	21,035	66.6	20,099	70.9	4.7	-4.3
宅地資産	16,668	52.8	16,142	57.0	3.3	-4.2
住宅資産	4,366	13.8	3,957	14.0	10.3	-0.2
(再掲)						
現住居・居住地	18,205	57.7	16,777	59.2	8.5	-1.5
宅地資産	14,419	45.7	13,555	47.8	6.4	-2.1
住宅資産	3,786	12.0	3,222	11.4	17.5	0.6
現住居・居住地以外	2,830	9.0	3,322	11.7	-14.8	-2.7
宅地資産	2,249	7.1	2,587	9.1	-13.1	-2.0
住宅資産	580	1.8	735	2.6	-21.1	-0.8

(2) 二人以上の世帯及び単身世帯

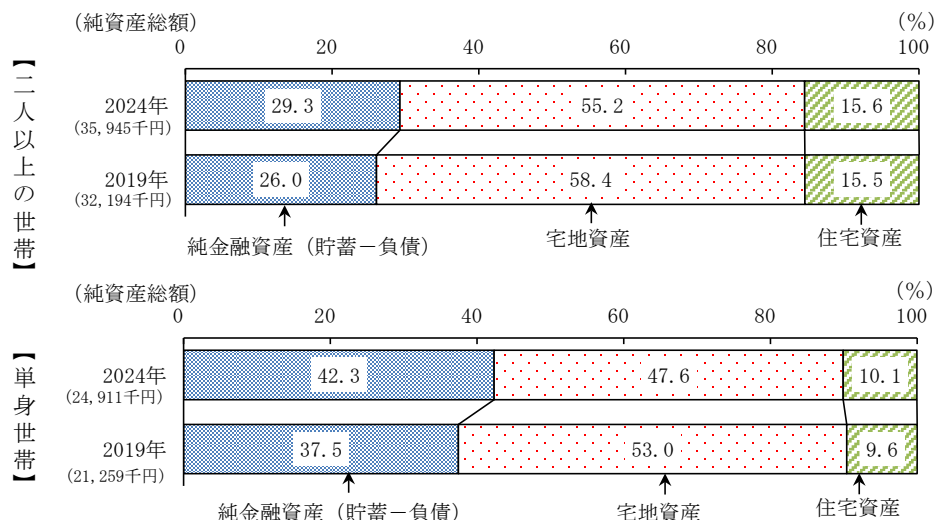
純資産総額は二人以上の世帯が3594.5万円、単身世帯が2491.1万円

1世帯当たり2024年の純資産総額は、二人以上の世帯が3594.5万円、単身世帯が2491.1万円となっており、2019年と比較すると、それぞれ11.7%、17.2%の増加となっている。

純資産総額の構成割合をみると、二人以上の世帯及び単身世帯ともに「宅地資産」（それぞれ55.2%、47.6%）が最も高く、次いで「純金融資産」（それぞれ29.3%、42.3%）、「住宅資産」（それぞれ15.6%、10.1%）となっている。

また、純資産総額の構成割合を2019年と比較すると、二人以上の世帯及び単身世帯ともに「純金融資産」及び「住宅資産」の割合が上昇し、「宅地資産」の割合は低下している。（図I-12、表I-6）

図I-12 純資産総額の構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年]



表I-6 純資産総額の内訳及び構成割合（二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年]

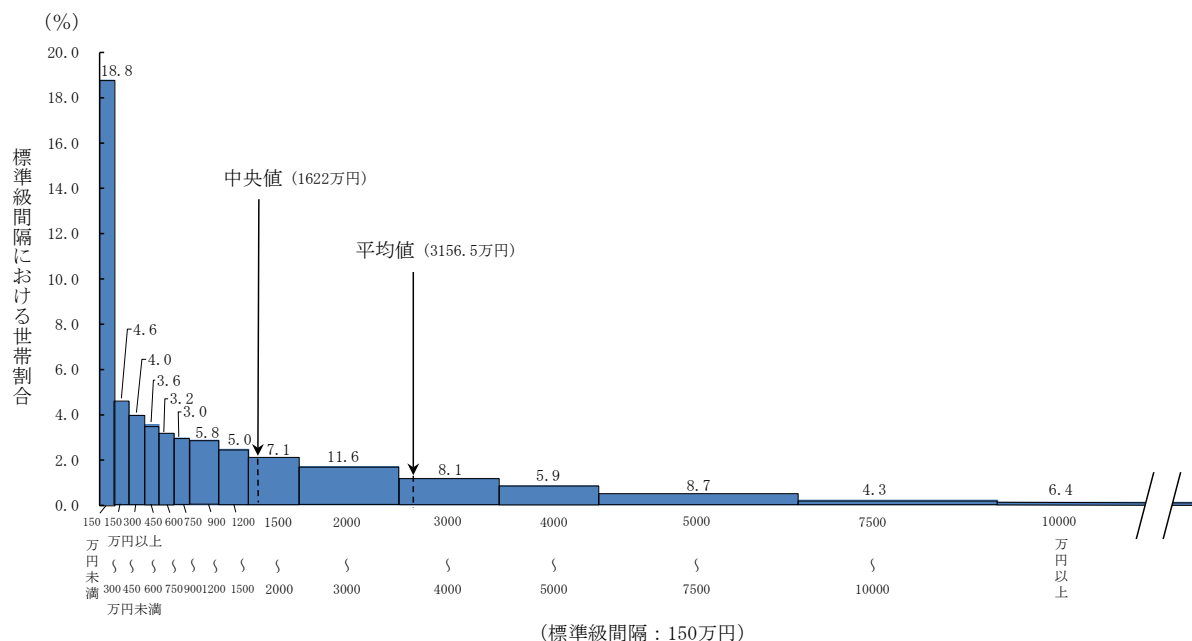
項 目	二人以上の世帯						単身世帯					
	2024年		2019年		増減率 上昇・低下幅		2024年		2019年		増減率 上昇・低下幅	
	実数 (千円)	構成比 (%)	実数 (千円)	構成比 (%)	実数 (%)	構成比 (%)	実数 (千円)	構成比 (%)	実数 (千円)	構成比 (%)	実数 (%)	構成比 (%)
純資産総額	35,945	100.0	32,194	100.0	11.7	-	24,911	100.0	21,259	100.0	17.2	-
純金融資産(貯蓄－負債)	10,518	29.3	8,386	26.0	25.4	3.3	10,548	42.3	7,967	37.5	32.4	4.8
住宅・宅地資産	25,427	70.7	23,808	74.0	6.8	-3.3	14,362	57.7	13,292	62.5	8.0	-4.8
宅地資産	19,834	55.2	18,805	58.4	5.5	-3.2	11,858	47.6	11,257	53.0	5.3	-5.4
住宅資産	5,592	15.6	5,004	15.5	11.8	0.1	2,504	10.1	2,036	9.6	23.0	0.5
(再掲)												
現住居・居住地	21,953	61.1	19,762	61.4	11.1	-0.3	12,512	50.2	11,298	53.1	10.7	-2.9
宅地資産	17,050	47.4	15,693	48.7	8.6	-1.3	10,421	41.8	9,633	45.3	8.2	-3.5
住宅資産	4,902	13.6	4,070	12.6	20.4	1.0	2,090	8.4	1,666	7.8	25.5	0.6
現住居・居住地以外	3,474	9.7	4,046	12.6	-14.1	-2.9	1,851	7.4	1,994	9.4	-7.2	-2.0
宅地資産	2,784	7.7	3,112	9.7	-10.5	-2.0	1,437	5.8	1,624	7.6	-11.5	-1.8
住宅資産	690	1.9	934	2.9	-26.1	-1.0	414	1.7	370	1.7	11.9	0.0

(3) 家計資産の世帯分布

純資産総額の中央値は1622万円であり、平均値（3156.5万円）の約2分の1

総世帯の純資産総額階級別（標準級間隔150万円）の世帯分布をみると、150万円未満が18.8%、150万円以上300万円未満が4.6%、300万円以上450万円未満が4.0%など、純資産総額の少ない階級に偏った分布となっている。また、世帯全体を二分する中央値は1622万円となっており、これは平均値（3156.5万円）の約2分の1の金額となっている。（図I－13）

図I－13 純資産総額階級別の世帯分布（総世帯）



注 標準級間隔150万円の各階級（純資産総額900万円未満）の度数は縦軸目盛りと一致するが、純資産総額900万円以上の各階級の度数は階級の間隔が標準級間隔よりも広いため、縦軸目盛りとは一致しない。

Ⅱ 世帯主の年齢階級別にみた所得、金融資産及び負債、家計資産

1 世帯主の年齢階級別の所得

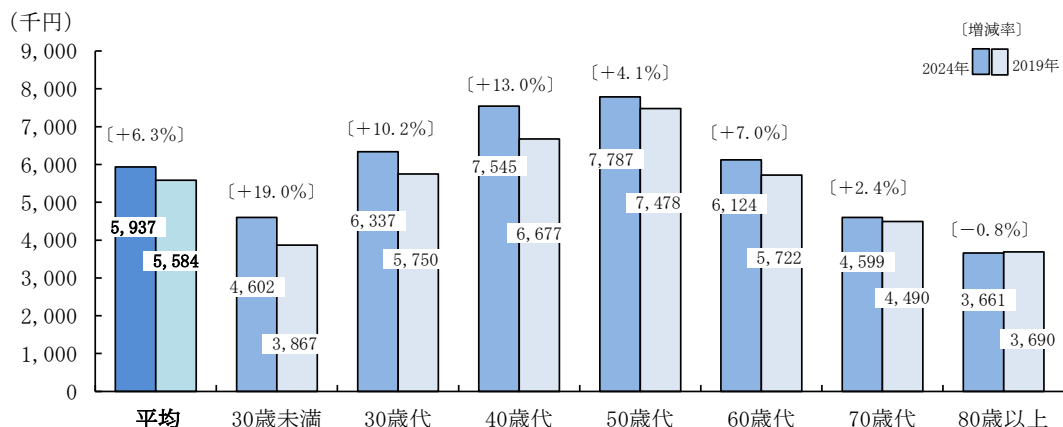
(1) 概況

年間収入は50歳代の世帯が778.7万円と最も多い

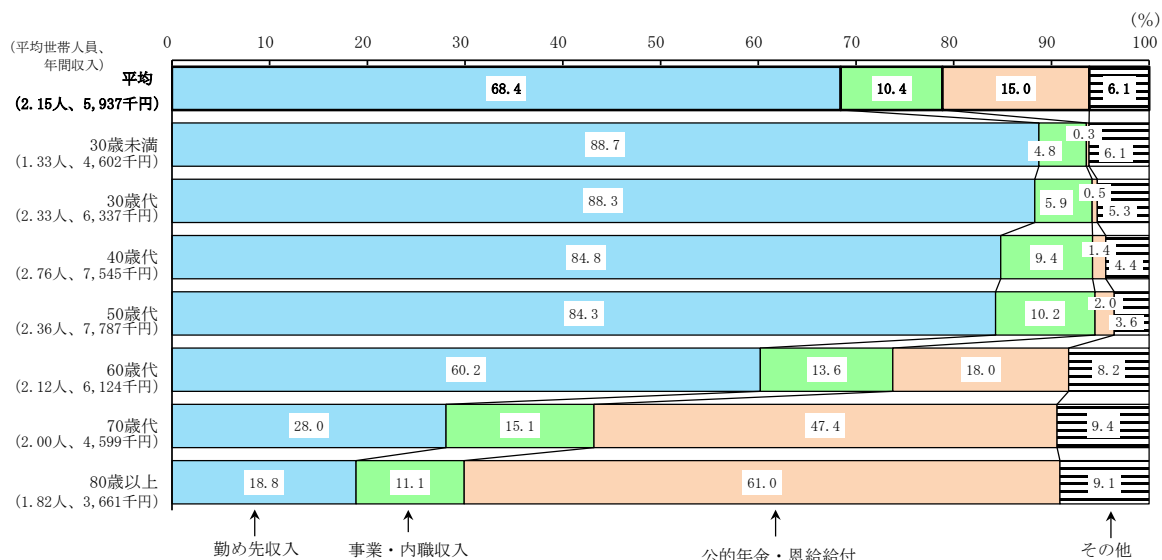
総世帯の年間収入を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満が460.2万円、30歳代が633.7万円、40歳代が754.5万円と年齢階級が高くなるに従って多くなり、50歳代の778.7万円をピークに、60歳代が612.4万円、70歳代が459.9万円、80歳以上が366.1万円と少なくなっている。2019年と比較すると、80歳以上を除く全ての年齢階級において増加しており、30歳未満は19.0%の増加となっている。

年間収入の構成割合を世帯主の年齢階級別にみると、60歳代以下の各年齢階級では「勤め先収入」が最も高く、70歳代及び80歳以上では「公的年金・恩給給付」が最も高くなっている。（図Ⅱ－1、図Ⅱ－2）

図Ⅱ－1 世帯主の年齢階級別年間収入（総世帯）[2024年・2019年]



図Ⅱ－2 世帯主の年齢階級別年間収入の構成割合（総世帯）



注 「その他」の金額は、以下の式により算出している。

「その他」＝「年間収入」－（「勤め先収入」＋「事業・内職収入」＋「公的年金・恩給給付」）

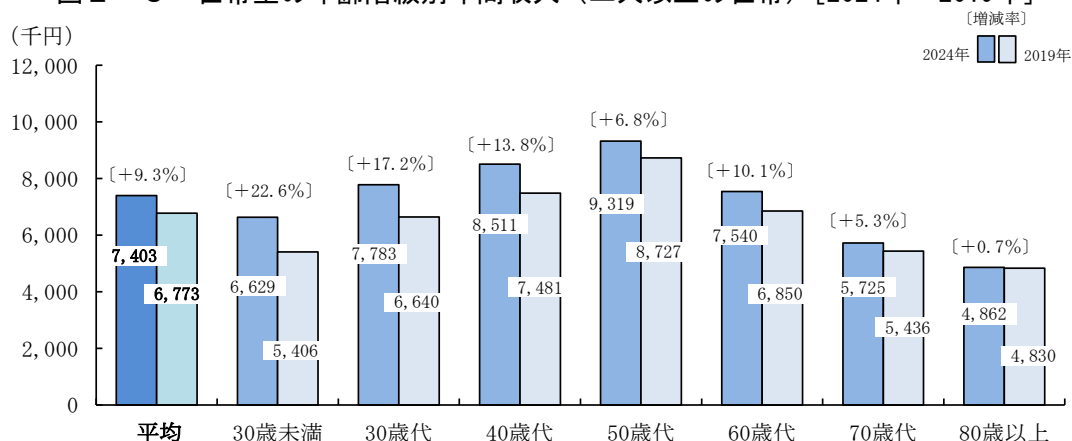
(2) 二人以上の世帯

年間収入は2019年と比較して、全ての年齢階級において増加

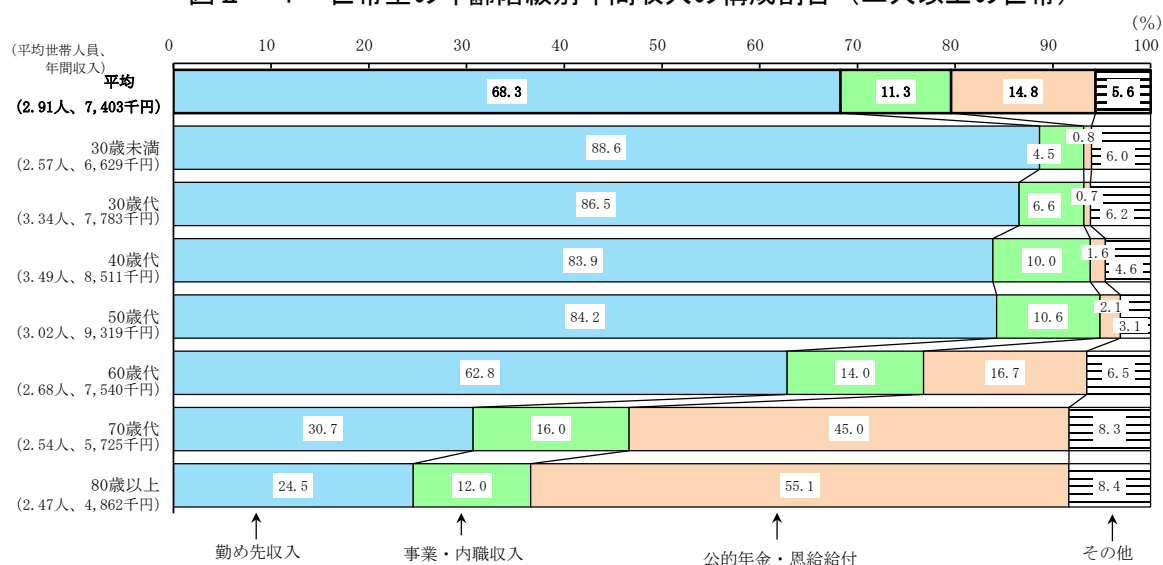
二人以上の世帯の年間収入を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満が662.9万円、30歳代が778.3万円、40歳代が851.1万円と年齢階級が高くなるに従って多くなり、50歳代の931.9万円をピークに、60歳代が754.0万円、70歳代が572.5万円、80歳以上が486.2万円と少なくなっている。2019年と比較すると、全ての年齢階級において増加しており、30歳未満は22.6%の増加となっている。

年間収入の構成割合を世帯主の年齢階級別にみると、60歳代以下の各年齢階級では「勤め先収入」が最も高く、70歳代及び80歳以上では「公的年金・恩給給付」が最も高くなっている。（図Ⅱ－3、図Ⅱ－4）

図Ⅱ－3 世帯主の年齢階級別年間収入（二人以上の世帯）〔2024年・2019年〕



図Ⅱ－4 世帯主の年齢階級別年間収入の構成割合（二人以上の世帯）



2 世帯主の年齢階級別の金融資産及び負債

(1) 概況

金融資産残高が最も高いのは60歳代の世帯であり、金融負債残高が最も高いのは40歳代の世帯

総世帯の金融資産残高^{※1}を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満から50歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなり、60歳代をピークに、70歳代及び80歳以上は年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。

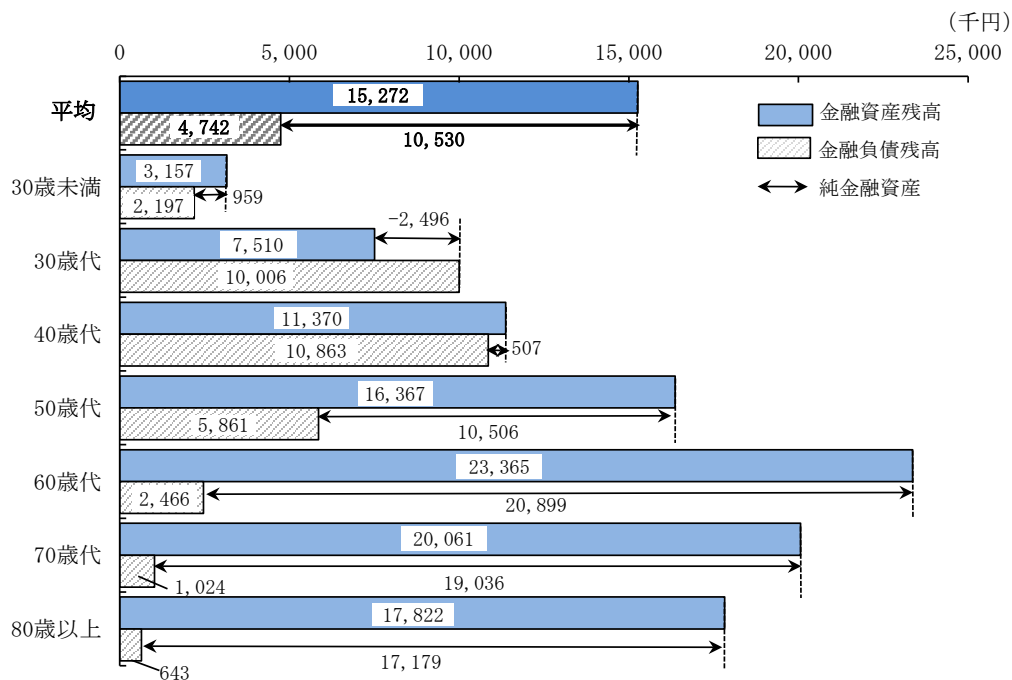
一方、金融負債残高^{※2}は、30歳未満、30歳代と年齢階級が高くなるに従って多くなり、40歳代をピークに、50歳代から80歳以上までは年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。

また、純金融資産（金融資産残高－金融負債残高）をみると、金融資産残高と同様に60歳代が最も高くなっており、30歳代においては－249.6万円と唯一のマイナスとなっている。（図Ⅱ－5）

※1 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均

※2 「金融負債を保有していない世帯」を含む平均

図Ⅱ－5 世帯主の年齢階級別金融資産残高及び金融負債残高（総世帯）



(2) 年齢階級別金融資産残高の構成割合

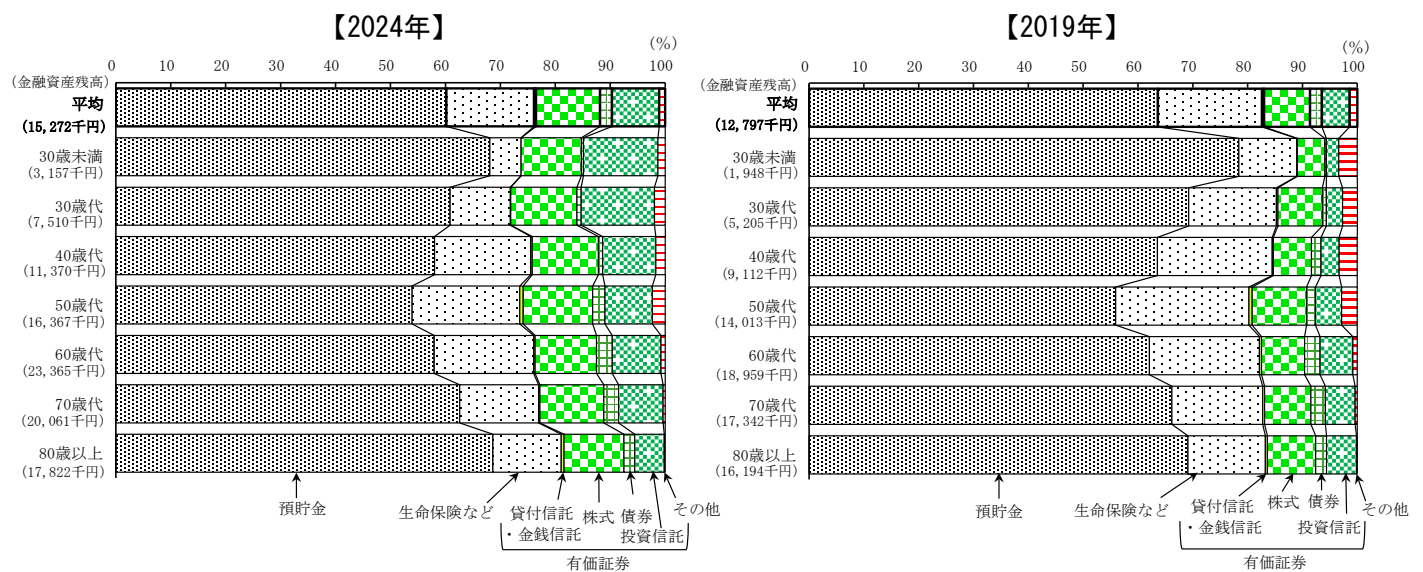
「投資信託」の割合が高いのは30歳未満
「有価証券」の割合は全ての年齢階級において上昇

総世帯の金融資産残高の構成割合を世帯主の年齢階級別にみると、各構成割合が最も高い年齢階級は、「預貯金」は80歳以上、「生命保険など」及び「株式」は50歳代、「債権」は60歳代、「投資信託」は30歳未満となっている。

2019年と比較すると、「株式」や「投資信託」等を含む「有価証券」の割合は、全ての年齢階級において上昇している一方で、「預貯金」及び「生命保険など」の割合は全ての年齢階級において低下している。

なお、30歳未満では、「株式」及び「投資信託」の割合がそれぞれ6.0ポイント、11.2ポイントの上昇となっている一方で、「預貯金」及び「生命保険など」の割合がそれぞれ10.3ポイント、4.9ポイントの低下となっている。（図Ⅱ－6、表Ⅱ－1）

図Ⅱ－6 世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]



表Ⅱ－１ 世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]

		預貯金	生命 保険 など	有価 証券	貸付 信託・ 金銭 信託	株式	債券	投資 信託	その他
2024年 (%)	平均	60.2	16.0	22.8	0.4	11.7	2.2	8.6	1.1
	30歳未満	68.1	5.7	24.9	0.0	11.0	0.4	13.5	1.3
	30歳代	60.9	10.9	26.3	0.1	12.1	0.7	13.4	1.9
	40歳代	58.0	17.5	22.7	0.3	12.0	0.8	9.7	1.7
	50歳代	53.9	19.6	24.1	0.6	12.6	2.2	8.6	2.3
	60歳代	58.0	18.1	23.2	0.3	11.2	2.9	8.9	0.8
	70歳代	62.6	14.4	22.7	0.2	11.6	2.7	8.1	0.4
	80歳以上	68.6	12.4	18.8	0.5	10.9	2.0	5.4	0.2
2019年 (%)	平均	63.6	19.0	16.0	0.4	8.4	2.2	5.0	1.4
	30歳未満	78.4	10.6	7.7	0.1	5.0	0.3	2.3	3.4
	30歳代	69.2	16.0	12.0	0.3	8.1	0.7	2.9	2.7
	40歳代	63.5	21.0	12.2	0.2	6.9	1.7	3.3	3.3
	50歳代	55.9	24.3	16.9	0.6	9.9	1.6	4.8	2.9
	60歳代	62.1	20.1	17.1	0.4	7.9	2.8	6.0	0.8
	70歳代	66.2	16.6	16.9	0.4	8.4	2.7	5.4	0.4
	80歳以上	69.1	14.1	16.6	0.4	8.8	2.0	5.5	0.1
上昇・低下 幅(ポイント)	平均	-3.4	-3.0	6.8	0.0	3.3	0.0	3.6	-0.3
	30歳未満	-10.3	-4.9	17.2	-0.1	6.0	0.1	11.2	-2.1
	30歳代	-8.3	-5.1	14.3	-0.2	4.0	0.0	10.5	-0.8
	40歳代	-5.5	-3.5	10.5	0.1	5.1	-0.9	6.4	-1.6
	50歳代	-2.0	-4.7	7.2	0.0	2.7	0.6	3.8	-0.6
	60歳代	-4.1	-2.0	6.1	-0.1	3.3	0.1	2.9	0.0
	70歳代	-3.6	-2.2	5.8	-0.2	3.2	0.0	2.7	0.0
	80歳以上	-0.5	-1.7	2.2	0.1	2.1	0.0	-0.1	0.1

(3) 年齢階級別金融負債残高の構成割合

30歳代及び40歳代では、「住宅・土地のための負債」の割合が9割を超えている

総世帯の金融負債残高の構成割合を世帯主の年齢階級別にみると、80歳以上を除く全ての年齢階級で「住宅・土地のための負債」の割合が最も高く、30歳代及び40歳代では9割を超えている。

2019年と比較すると、「住宅・土地のための負債」の割合は60歳代以下の各年齢階級では上昇している一方で、70歳代及び80歳以上では低下している。（表Ⅱ－２）

表Ⅱ－２ 世帯主の年齢階級別金融負債残高の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]

項目		平均	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
2024年	金融負債残高(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	住宅・土地のための負債	87.4	82.4	93.5	92.8	86.2	71.8	65.3	42.5
	住宅・土地以外の負債	7.9	9.4	3.9	4.4	7.3	19.1	26.3	45.9
	月賦・年賦	4.7	8.2	2.7	2.8	6.4	9.1	8.4	11.7
2019年	金融負債残高(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	住宅・土地のための負債	85.1	66.9	91.8	90.7	84.0	70.3	70.7	77.9
	住宅・土地以外の負債	9.9	20.6	4.5	5.7	9.5	22.2	24.1	17.7
	月賦・年賦	5.0	12.5	3.6	3.6	6.5	7.6	5.2	4.3
上昇・低下 幅	金融負債残高(ポイント)	-	-	-	-	-	-	-	-
	住宅・土地のための負債	2.3	15.5	1.7	2.1	2.2	1.5	-5.4	-35.4
	住宅・土地以外の負債	-2.0	-11.2	-0.6	-1.3	-2.2	-3.1	2.2	28.2
	月賦・年賦	-0.3	-4.3	-0.9	-0.8	-0.1	1.5	3.2	7.4

3 世帯主の年齢階級別の家計資産

純資産総額は60歳代の世帯が4630.3万円と最も多い

総世帯の純資産総額※¹の内訳を世帯主の年齢階級別にみると、「宅地資産」※²は年齢階級が高くなるに従って多くなり、「住宅資産」※³は40歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなるが、40歳代をピークに、50歳代以上は年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。一方、「住宅・土地のための負債」も同様に、40歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなるが、40歳代をピークに、50歳代以上は年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。

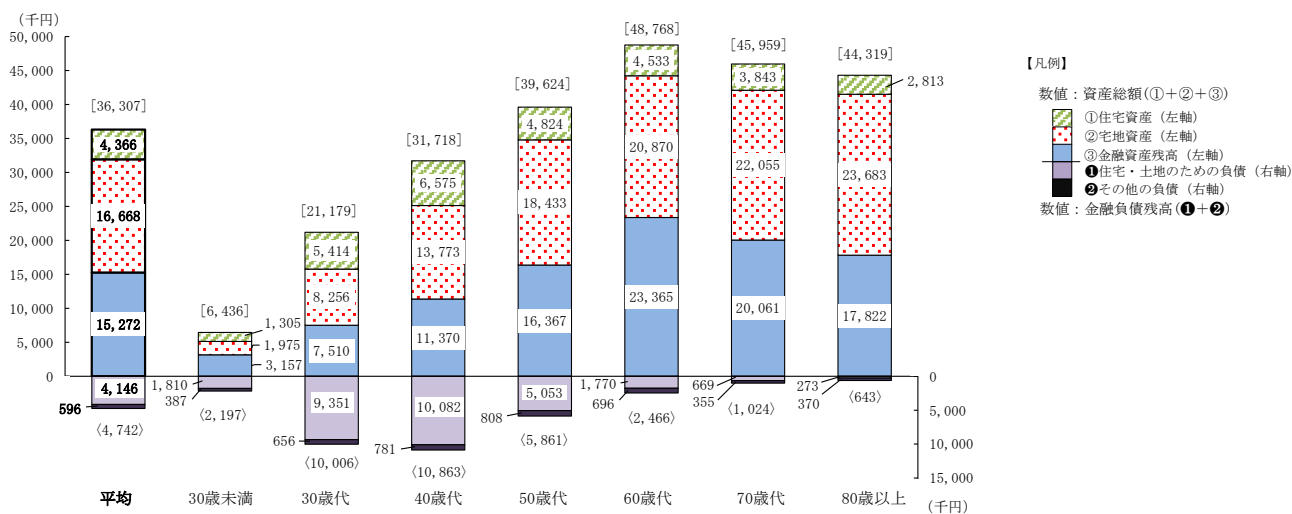
純資産総額を世帯主の年齢階級別にみると、60歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなり、60歳代の4630.3万円をピークに、70歳代が4493.5万円、80歳以上が4367.6万円と少なくなっている。(図Ⅱ－7、図Ⅱ－8)

※¹ 純資産総額 = 金融資産残高 - 金融負債残高 + 宅地資産 + 住宅資産

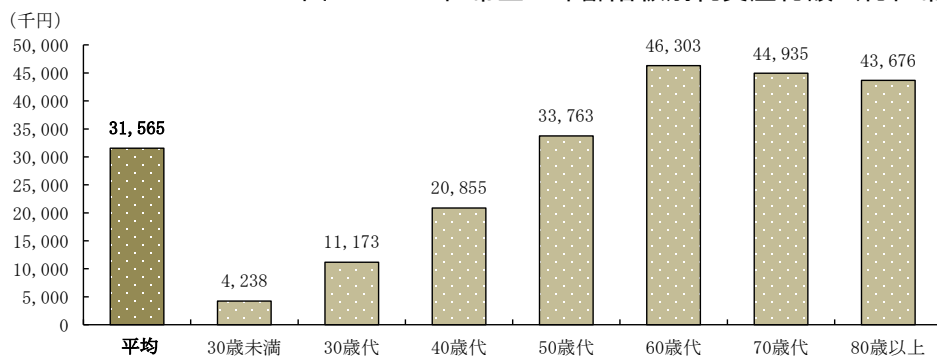
※² 「宅地資産」は宅地の敷地面積等を用いて推計している。

※³ 「住宅資産」は住宅の延べ床面積や建築時期に応じた残価率等を用いて推計している。

図Ⅱ－7 世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）

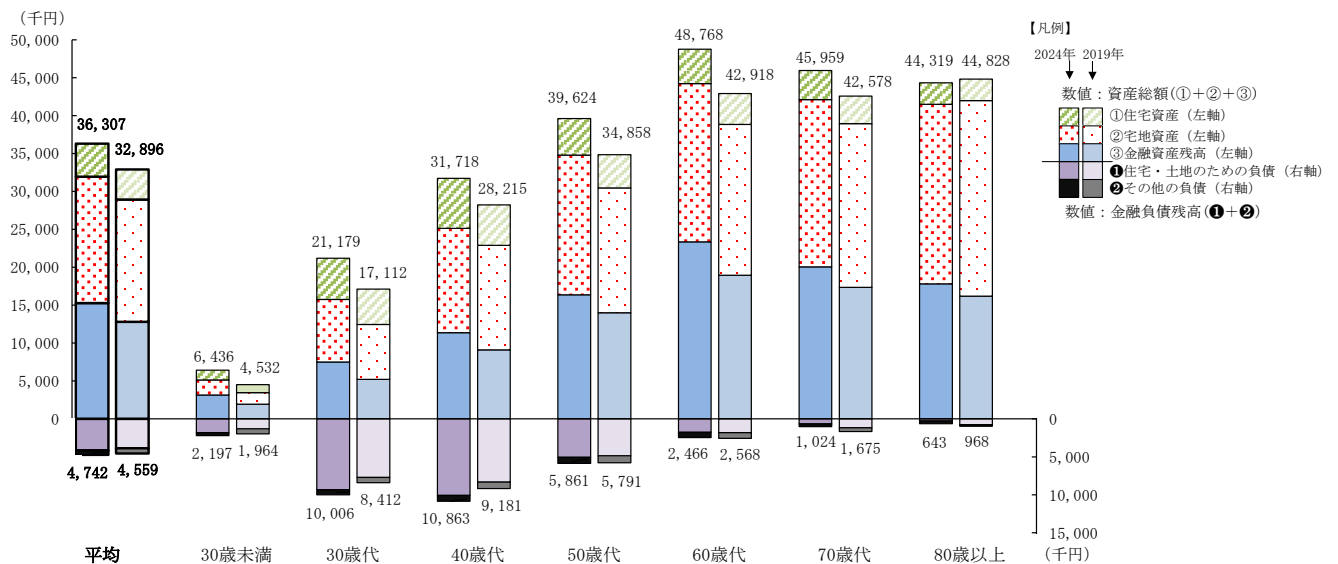


図Ⅱ－8 世帯主の年齢階級別純資産総額（総世帯）



なお、2019年と比較すると、「宅地資産」は、40歳代及び80歳以上を除く全ての年齢階級において増加しており、30歳未満は30.1%の増加となっている。また、「住宅資産」は、80歳以上を除く全ての年齢階級において増加しており、40歳代は23.4%の増加となっている。一方、「住宅・土地のための負債」は、30歳未満、30歳代、40歳代及び50歳代において増加しており、30歳未満は37.9%増加している。（図Ⅱ－9、表Ⅱ－3）

図Ⅱ－9 世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）〔2024年・2019年〕



表Ⅱ－3 世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）〔2024年・2019年〕

項目		平均	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
2024年	資産総額(千円)(A)	36,307	6,436	21,179	31,718	39,624	48,768	45,959	44,319
	金融資産残高	15,272	3,157	7,510	11,370	16,367	23,365	20,061	17,822
	住宅・宅地資産	21,035	3,279	13,669	20,348	23,257	25,403	25,898	26,497
	宅地資産	16,668	1,975	8,256	13,773	18,433	20,870	22,055	23,683
	住宅資産	4,366	1,305	5,414	6,575	4,824	4,533	3,843	2,813
	金融負債残高(千円)(B)	4,742	2,197	10,006	10,863	5,861	2,466	1,024	643
	住宅・土地のための負債	4,146	1,810	9,351	10,082	5,053	1,770	669	273
	その他の負債	596	387	656	781	808	696	355	370
	純資産総額(千円)(A-B)	31,565	4,238	11,173	20,855	33,763	46,303	44,935	43,676
2019年	資産総額(千円)(A)	32,896	4,532	17,112	28,215	34,858	42,918	42,578	44,828
	金融資産残高	12,797	1,948	5,205	9,112	14,013	18,959	17,342	16,194
	住宅・宅地資産	20,099	2,584	11,907	19,103	20,845	23,959	25,236	28,634
	宅地資産	16,142	1,518	7,243	13,773	16,443	19,874	21,592	25,798
	住宅資産	3,957	1,066	4,663	5,330	4,402	4,086	3,643	2,836
	金融負債残高(千円)(B)	4,559	1,964	8,412	9,181	5,791	2,568	1,675	968
	住宅・土地のための負債	3,879	1,313	7,722	8,330	4,865	1,805	1,184	754
	その他の負債	680	651	689	851	925	763	491	213
	純資産総額(千円)(A-B)	28,337	2,568	8,701	19,035	29,067	40,351	40,903	43,860
増減率	資産総額(%)	10.4	42.0	23.8	12.4	13.7	13.6	7.9	-1.1
	金融資産残高	19.3	62.1	44.3	24.8	16.8	23.2	15.7	10.1
	住宅・宅地資産	4.7	26.9	14.8	6.5	11.6	6.0	2.6	-7.5
	宅地資産	3.3	30.1	14.0	0.0	12.1	5.0	2.1	-8.2
	住宅資産	10.3	22.4	16.1	23.4	9.6	10.9	5.5	-0.8
	金融負債残高(%)	4.0	11.9	18.9	18.3	1.2	-4.0	-38.9	-33.6
	住宅・土地のための負債	6.9	37.9	21.1	21.0	3.9	-1.9	-43.5	-63.8
	その他の負債	-12.4	-40.6	-4.8	-8.2	-12.6	-8.8	-27.7	73.7
	純資産総額(%)	11.4	65.0	28.4	9.6	16.2	14.8	9.9	-0.4

Ⅲ 世帯類型別にみた所得、金融資産及び負債

1 夫婦のいる世帯

二人以上の世帯のうち夫婦のいる世帯について、次の(1)から(6)までの世帯類型の年間収入、金融資産残高^{※1}及び金融負債残高^{※2}をみると、以下のとおりである。(図Ⅲ－1、図Ⅲ－2)

- (1) 夫婦のみの世帯（世帯主が30歳代、勤労者世帯）
- (2) 夫婦と子供が2人の世帯（長子が未就学児、勤労者世帯）
- (3) 夫婦と子供が2人の世帯（長子が小・中学生、勤労者世帯）
- (4) 夫婦と子供が2人の世帯（長子が大学生等^{※3}、勤労者世帯）
- (5) 夫婦高齢者世帯（世帯主が65歳～74歳）
- (6) 夫婦高齢者世帯（世帯主が75歳以上）

※1 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均

※2 「金融負債を保有していない世帯」を含む平均

※3 専門学校生、短大・高専生、大学院生を含む。

注 ここでは子供は未婚の子供を指し、夫婦高齢者世帯は、夫婦がともに65歳以上の世帯を指す。

(1) 夫婦のみの世帯（世帯主が30歳代、勤労者世帯）

年間収入は847.2万円。うち勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）が282.3万円
--

この世帯類型は、年間収入は847.2万円、うち「勤め先収入（世帯主収入）」が531.7万円となっている。また、金融資産残高751.7万円に対し、金融負債残高は934.1万円と金融負債残高が金融資産残高を上回っている。

さらに、他の世帯類型と比較すると、有業人員が1.87人と、共働き世帯が8割以上を占めていることから、「勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）」が282.3万円と(1)～(4)の世帯類型の中で最も多くなっている。

(2) 夫婦と子供が2人の世帯（長子が未就学児、勤労者世帯）

年間収入は833.7万円。金融負債残高が金融資産残高の2倍以上

この世帯類型は、年間収入は833.7万円、うち「勤め先収入（世帯主収入）」が593.9万円となっている。また、金融資産残高947.2万円に対し、金融負債残高が2242.5万円と金融負債残高が金融資産残高の2倍以上となっている。

さらに、他の世帯類型と比較すると、(1)の世帯類型と比較して年間収入が少なくなっているが、これは有業人員（共働き世帯）が(1)よりも少なくなり、「勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）」も少なくなっていることによるものと考えられる。また、金融負債残高は、(1)～(6)の世帯類型の中で最も多くなっていることから、住宅ローンなどを組み始める世帯が多い状況がうかがえる。

(3) 夫婦と子供が2人の世帯（長子が小・中学生、勤労者世帯）

年間収入は922.6万円。金融負債残高が金融資産残高を上回る

この世帯類型は、年間収入は922.6万円、うち「勤め先収入（世帯主収入）」が688.1万円となっている。また、金融資産残高1265.0万円に対し、金融負債残高は1761.0万円と金融負債残高が金融資産残高を上回っている。

さらに、他の世帯類型と比較すると、(2)の世帯類型と比較して、世帯主、世帯主の配偶者とも「勤め先収入」が多くなっている。また、(2)の世帯類型と比較して金融負債残高が少なくなっている。

(4) 夫婦と子供が2人の世帯（長子が大学生等、勤労者世帯）

年間収入は1029.9万円。金融資産残高が金融負債残高を上回る

この世帯類型は、年間収入は1029.9万円、うち「勤め先収入（世帯主収入）」が747.9万円となっている。また、金融資産残高1408.7万円に対し、金融負債残高が899.3万円と金融資産残高が金融負債残高を上回っている。

さらに、他の世帯類型と比較すると、年間収入が(1)～(6)の世帯類型の中で最も多くなっている。また、(3)の世帯類型と比較して金融負債残高が少なくなっている。

(5) 夫婦高齢者世帯（世帯主が65歳～74歳）

年間収入は524.0万円。内訳は公的年金等が最も多い

この世帯類型は、年間収入は524.0万円、うち「公的年金等」が302.0万円、「勤め先収入」が130.6万円となっている。また、金融資産残高が2437.4万円、金融負債残高が139.5万円となっている。

さらに、他の世帯類型と比較すると、(4)の世帯類型と比較して、年間収入は少なくなっている一方で、金融資産残高は多くなっていることから、退職金の支給などが影響している状況がうかがえる。

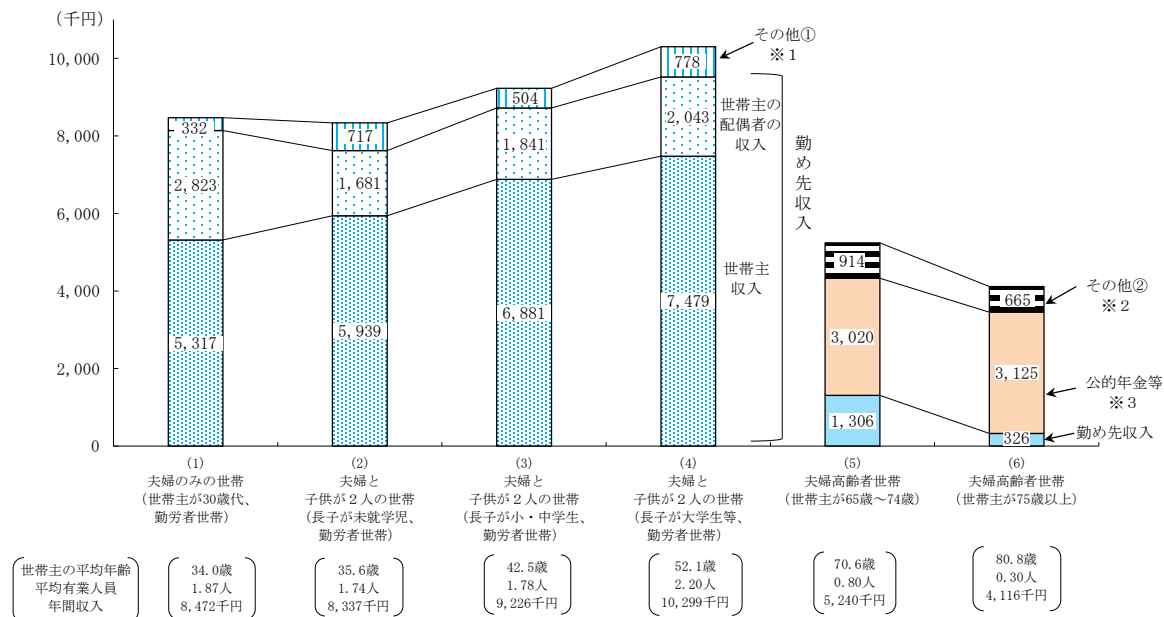
(6) 夫婦高齢者世帯（世帯主が75歳以上）

年間収入は411.6万円。内訳は公的年金等が大半を占める

この世帯類型は、年間収入は411.6万円、うち「公的年金等」が312.5万円、「勤め先収入」が32.6万円となっている。また、金融資産残高が2131.8万円、金融負債残高が66.1万円となっている。

さらに、他の世帯類型と比較すると、(5)の世帯類型と比較して、「公的年金等」は多くなっている一方で、「勤め先収入」は少なくなっている。

図Ⅲ－１ 夫婦のいる世帯の世帯類型別年間収入の内訳



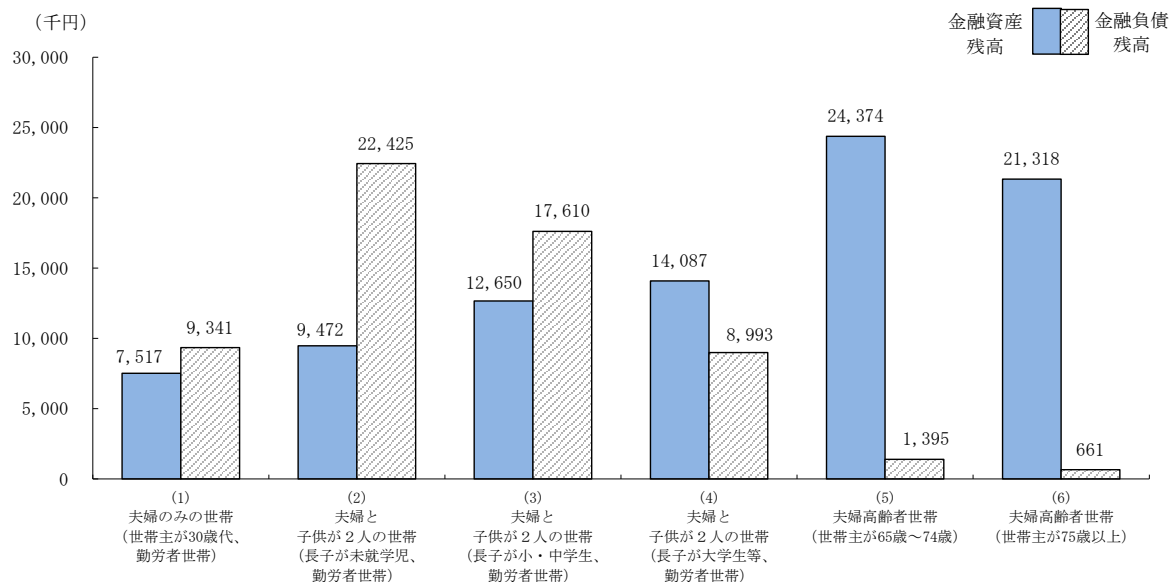
※ 1 「その他①」＝「年間収入」－「勤め先収入（世帯主収入）」－「勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）」

※ 2 「その他②」＝「年間収入」－「公的年金等」－「勤め先収入」

※ 3 「公的年金等」＝「公的年金・恩給給付」＋「企業年金・個人年金給付」

注 世帯主の平均年齢及び平均有業人員は、「所得に関する結果」の数値

図Ⅲ－２ 夫婦のいる世帯の世帯類型別金融資産残高及び金融負債残高



(参考)

図Ⅲ－２をみる際には、図Ⅰ－10（9ページ）のとおり、世帯分布は金融資産残高が少ない階級に偏っており、中央値は平均値より低くなっていることに留意が必要である。

2 高齢者世帯

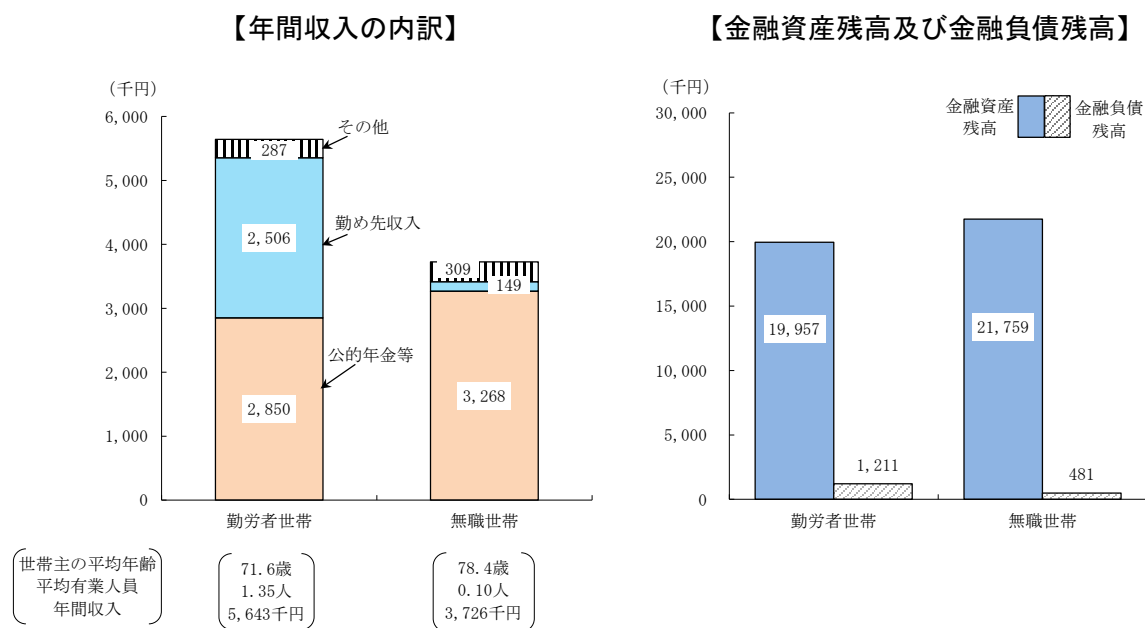
(1) 夫婦高齢者世帯

年間収入は、勤労者世帯が564.3万円、無職世帯が372.6万円

夫婦高齢者世帯（65歳以上の夫婦）について、年間収入をみると、勤労者世帯が564.3万円、無職世帯が372.6万円となっている。内訳をみると、「公的年金等」は、それぞれ285.0万円、326.8万円となっており、無職世帯の方が多くなっている。

また、金融資産残高をみると、勤労者世帯が1995.7万円、無職世帯が2175.9万円となっており、無職世帯の方が多くなっている。他方、金融負債残高をみると、それぞれ121.1万円、48.1万円となっており、勤労者世帯の方が多くなっている。（図Ⅲ－3）

図Ⅲ－3 夫婦高齢者世帯（勤労者世帯及び無職世帯）の
年間収入の内訳、金融資産残高及び金融負債残高



注 年間収入のうち「公的年金等」、「その他」の金額は、以下の式により算出している。

「公的年金等」＝「公的年金・恩給給付」＋「企業年金・個人年金給付」

「その他」＝「年間収入」－（「勤め先収入」＋「公的年金等」）

(2) 高齢者単身世帯

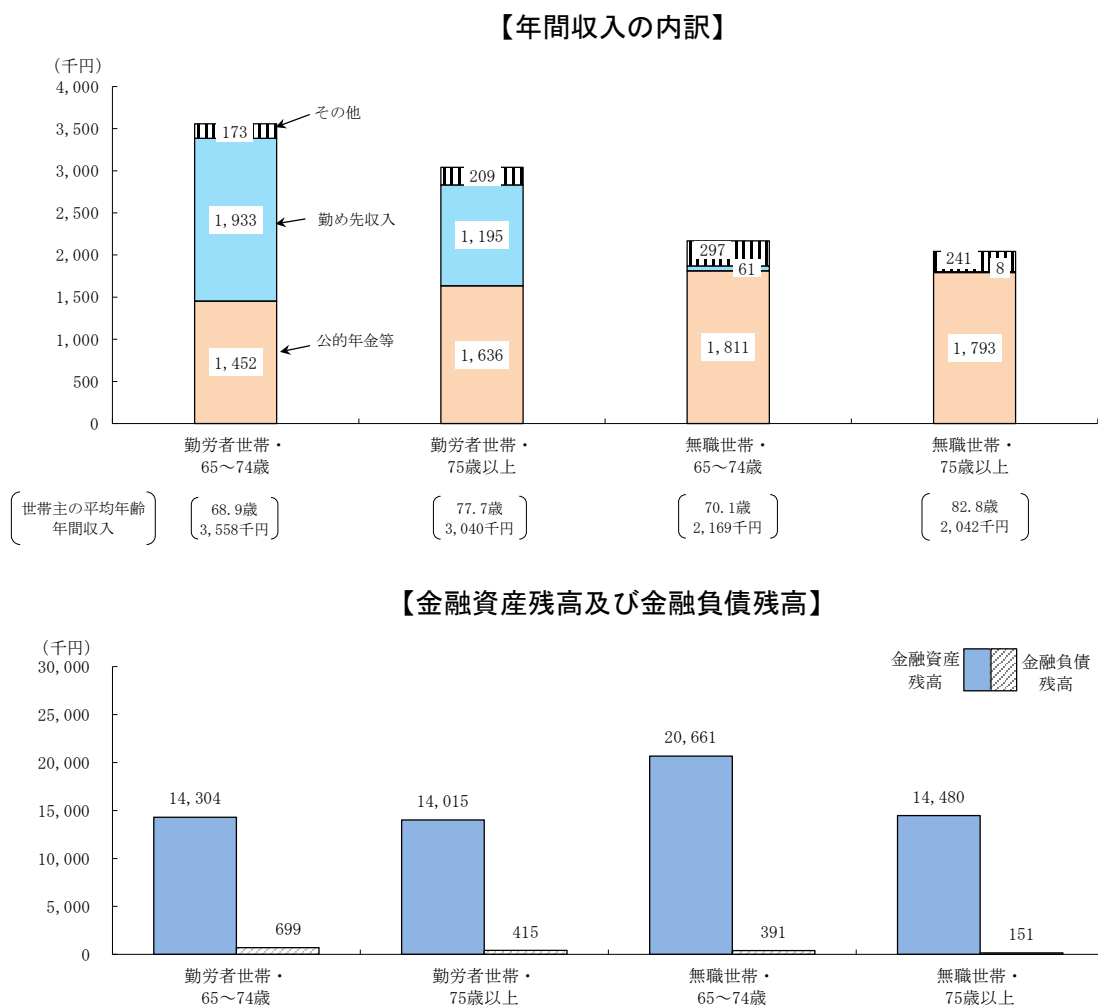
無職世帯・65～74歳の金融資産残高は2066.1万円

ここでは、高齢者単身世帯について、世帯主を「勤労者世帯・65～74歳」、「勤労者世帯・75歳以上」、「無職世帯・65～74歳」、「無職世帯・75歳以上」に分けて比較する。

年間収入をみると、「勤労者世帯・65～74歳」が355.8万円、「勤労者世帯・75歳以上」が304.0万円、「無職世帯・65～74歳」が216.9万円、「無職世帯・75歳以上」が204.2万円となっている。内訳をみると、「公的年金等」は、それぞれ145.2万円、163.6万円、181.1万円、179.3万円となっており、「無職世帯・65～74歳」が最も多くなっている。

また、金融資産残高をみると、「勤労者世帯・65～74歳」が1430.4万円、「勤労者世帯・75歳以上」が1401.5万円、「無職世帯・65～74歳」が2066.1万円、「無職世帯・75歳以上」が1448.0万円となっており、「無職世帯・65～74歳」が最も多くなっている。他方、金融負債残高は、それぞれ69.9万円、41.5万円、39.1万円、15.1万円となっており、「勤労者世帯・65～74歳」が最も多くなっている。（図Ⅲ－4）

図Ⅲ－4 高齢者単身世帯（勤労者世帯・65～74歳、勤労者世帯・75歳以上、無職世帯・65～74歳及び無職世帯・75歳以上）の年間収入の内訳、金融資産残高及び金融負債残高



3 単身世帯

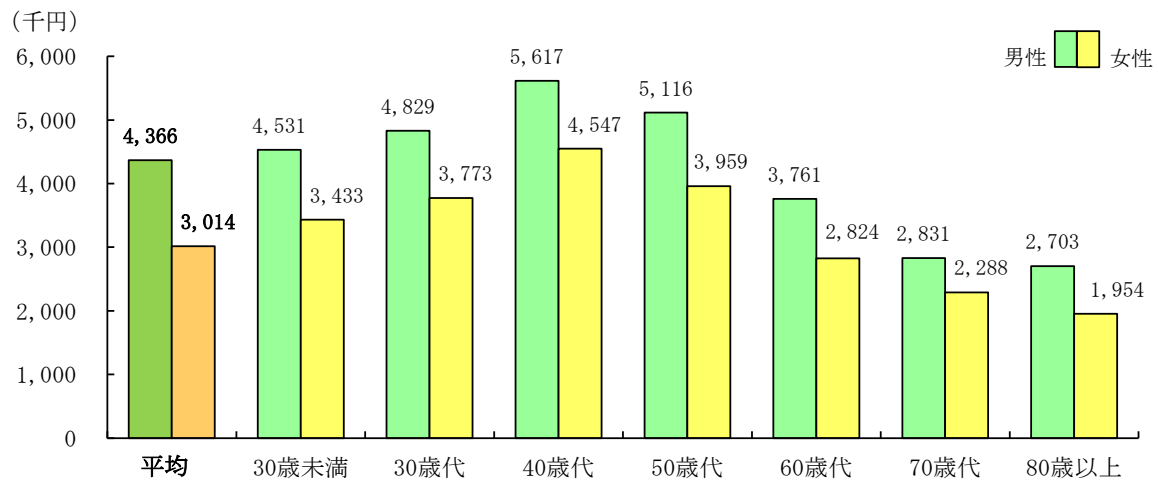
(1) 年間収入

年間収入は男女共に40歳代の世帯が最も多い

単身世帯の年間収入は、男性が436.6万円、女性が301.4万円となっている。

また、年齢階級別にみると、40歳代で男性が561.7万円、女性が454.7万円と最も多くなっている。また、全ての年齢階級で、男性が女性より多くなっており、50歳代において最も差が大きく、70歳代において最も差が小さくなっている。(図Ⅲ－5、表Ⅲ－1)

図Ⅲ－5 男女、年齢階級別年間収入（単身世帯）



表Ⅲ－1 男女、年齢階級別年間収入の内訳（単身世帯）

項目		平均	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	60～64歳	65～69歳	70歳代	80歳以上
男性	年間収入 (千円)	4,366	4,531	4,829	5,617	5,116	3,761	3,884	3,649	2,831	2,703
	勤め先収入	3,214	3,875	4,435	5,056	4,357	1,945	2,761	1,204	362	144
	事業・内職収入	364	276	228	332	512	483	449	513	424	290
	公的年金・恩給給付	475	1	9	28	49	801	228	1,320	1,616	1,965
	その他	313	379	157	201	198	532	446	612	429	304
女性	年間収入 (千円)	3,014	3,433	3,773	4,547	3,959	2,824	2,963	2,684	2,288	1,954
	勤め先収入	1,861	3,250	3,533	3,867	3,282	1,240	1,681	795	479	27
	事業・内職収入	198	104	103	457	234	281	346	216	198	140
	公的年金・恩給給付	702	5	6	37	101	780	383	1,181	1,314	1,565
	その他	253	74	131	186	342	523	553	492	297	222

注 「その他」の金額は、以下の式により算出している。

「その他」＝「年間収入」－（「勤め先収入」＋「事業・内職収入」＋「公的年金・恩給給付」）

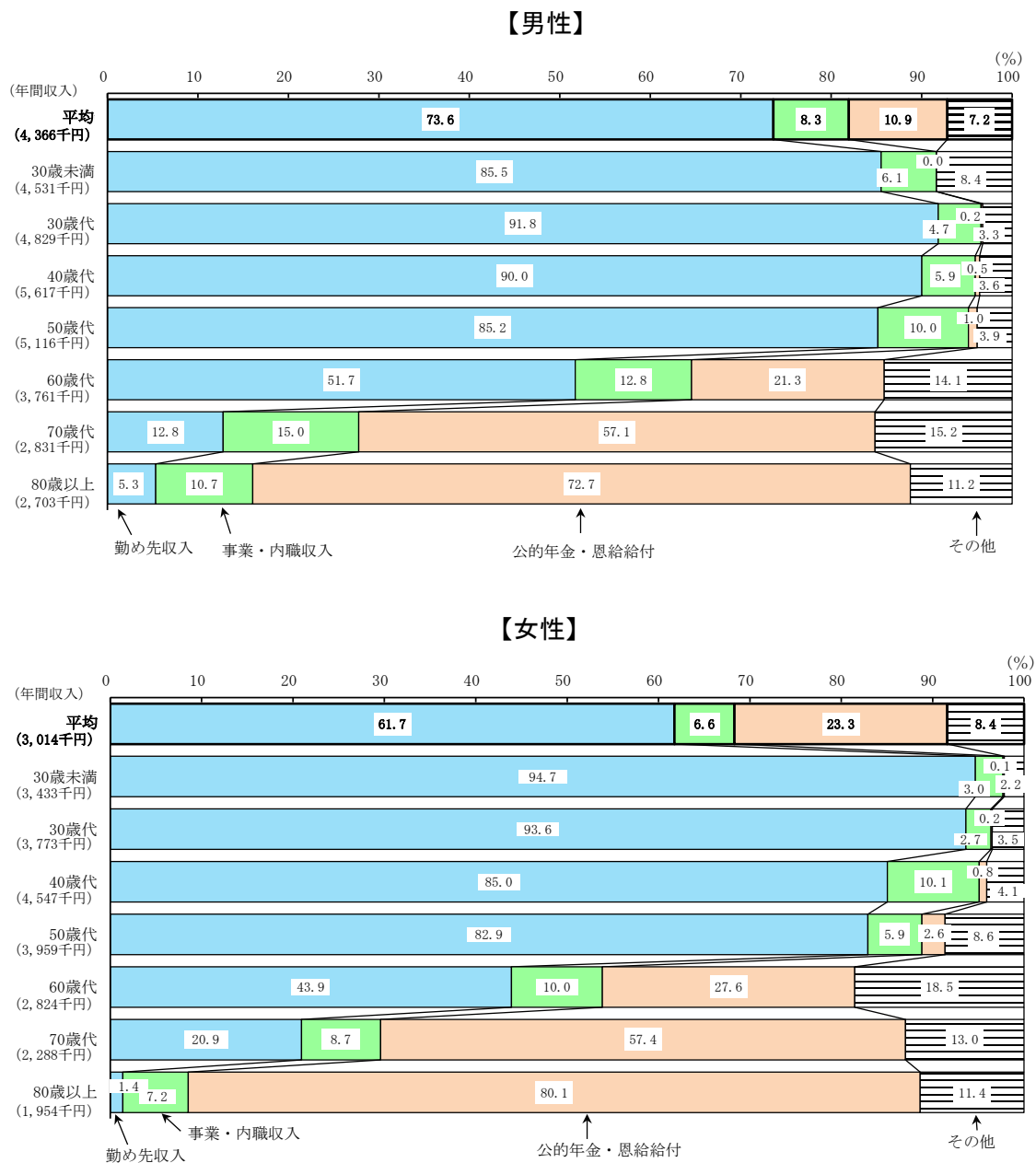
(2) 年間収入の構成割合

男女共に70歳代以上では「公的年金・恩給給付」の割合が最も高い

単身世帯の年間収入の構成割合を男女別にみると、「勤め先収入」は男性が73.6%、女性が61.7%と男性の割合が高く、「公的年金・恩給給付」はそれぞれ10.9%、23.3%と女性の割合が高くなっている。

また、年齢階級別にみると、男女とも60歳代以下の各年齢階級では「勤め先収入」の割合が最も高くなっている。一方、70歳代及び80歳以上では「公的年金・恩給給付」の割合が最も高くなっている。(図Ⅲ－6)

図Ⅲ－6 男女、年齢階級別年間収入の構成割合（単身世帯）



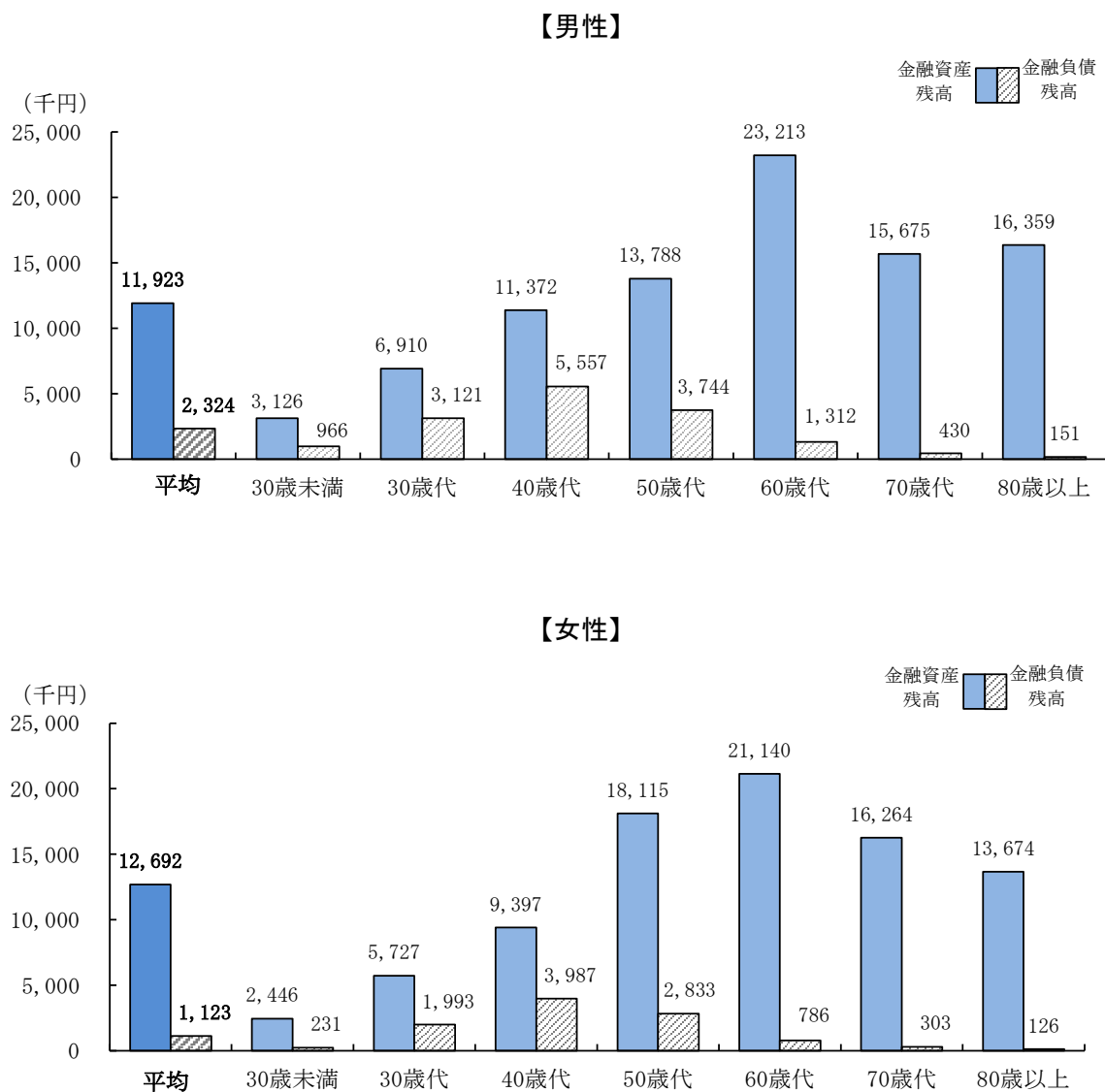
(3) 金融資産残高及び金融負債残高

単身世帯の金融負債残高は、全ての年齢階級で男性が女性より多い

単身世帯の金融資産残高は、男性が1192.3万円、女性が1269.2万円となっており、女性の方が多くなっている。一方、金融負債残高は、男性が232.4万円、女性が112.3万円となっており、男性の方が多くなっている。

また、年齢階級別にみると、金融資産残高は、60歳代で男性が2321.3万円、女性が2114.0万円とそれぞれ最も多くなっている。他方、金融負債残高は、40歳代で男性が555.7万円、女性が398.7万円とそれぞれ最も多くなっている。（図Ⅲ－7）

図Ⅲ－7 男女、年齢階級別金融資産残高及び金融負債残高（単身世帯）



4 母子世帯

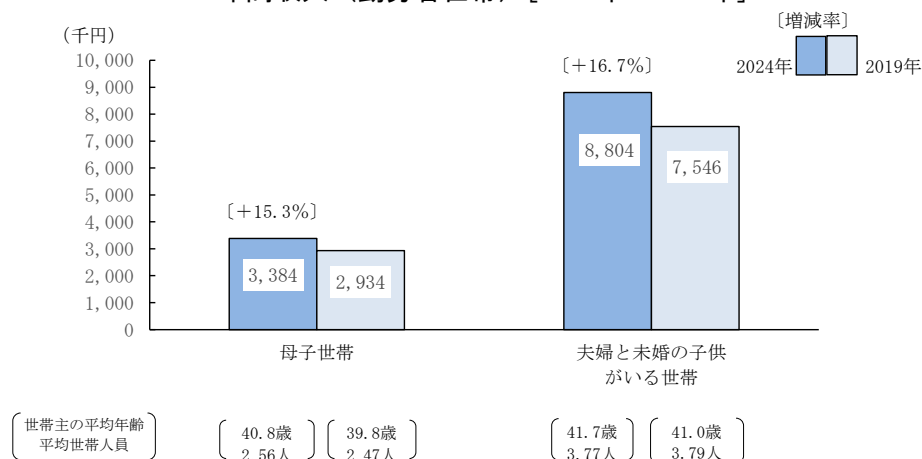
母子世帯の年間収入は338.4万円で、夫婦と未婚の子供がいる世帯（880.4万円）の4割以下

母子世帯（母親と18歳未満の未婚の子供の世帯）のうち勤労者世帯の年間収入は338.4万円となっており、夫婦と未婚の子供（長子が高校生まで。以下同じ。）がいる世帯のうち勤労者世帯の年間収入（880.4万円）の4割以下となっている。

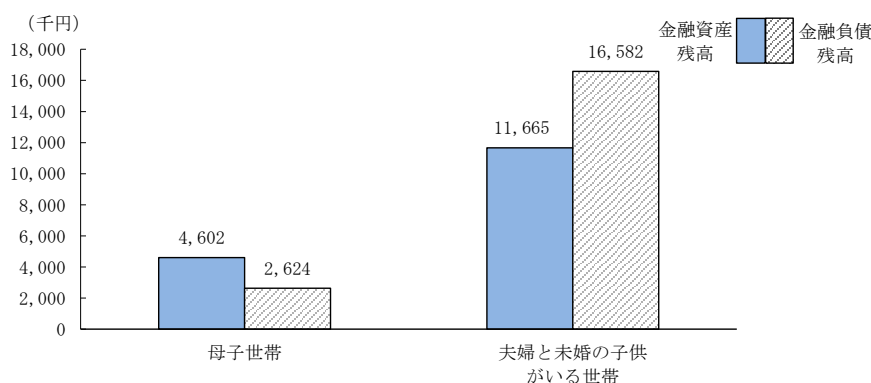
なお、母子世帯の年間収入は2019年と比較すると15.3%の増加、夫婦と未婚の子供がいる世帯は16.7%の増加となっている。

母子世帯の金融資産残高は460.2万円となっており、夫婦と未婚の子供がいる世帯の金融資産残高（1166.5万円）の4割以下となっている。また、母子世帯の金融負債残高は262.4万円となっており、夫婦と未婚の子供がいる世帯の金融負債残高（1658.2万円）の2割以下となっている。（図Ⅲ－8、図Ⅲ－9）

図Ⅲ－8 母子世帯及び夫婦と未婚の子供がいる世帯の
年間収入（勤労者世帯）〔2024年・2019年〕



図Ⅲ－9 母子世帯及び夫婦と未婚の子供がいる世帯の
金融資産残高及び金融負債残高（勤労者世帯）



注 「夫婦と未婚の子供（長子が高校生まで）がいる世帯」とは、「夫婦と未婚の子供がいる世帯」のうち長子が「未就学児」、「小・中学生」又は「高校生」である世帯を指す。

IV 都道府県別にみた所得、金融資産、家計資産

1 所得

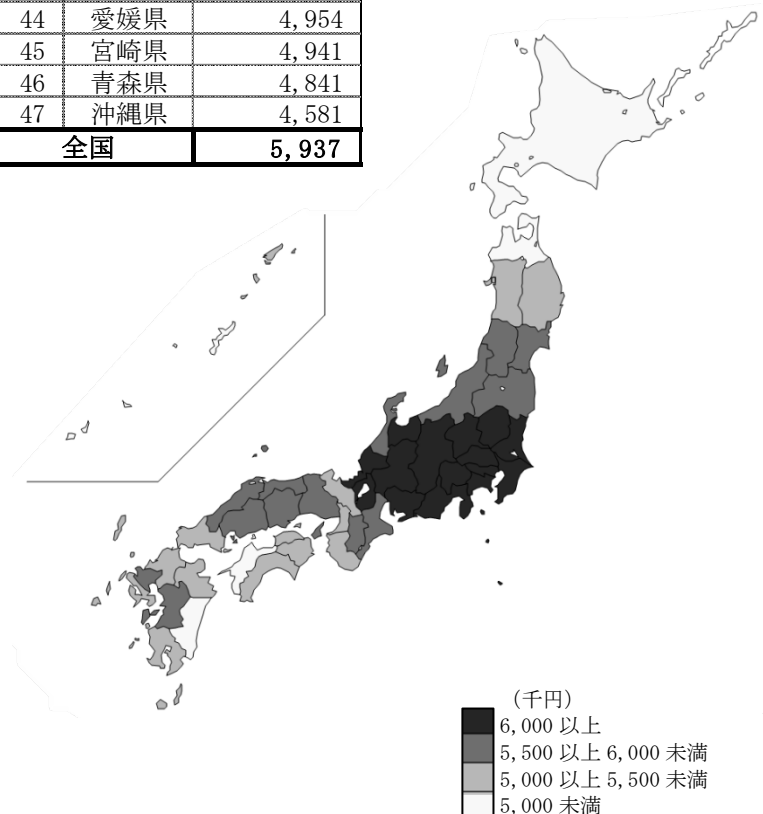
年間収入は東京都が681.8万円と最も多く、沖縄県が458.1万円と最も少ない

総世帯の年間収入を都道府県別にみると、東京都が681.8万円と最も多く、次いで神奈川県、愛知県、富山県、滋賀県などとなっている。

一方、沖縄県が458.1万円と最も少なく、次いで青森県、宮崎県、愛媛県、北海道などとなっている。（表Ⅳ－１、図Ⅳ－１）

表Ⅳ－１、図Ⅳ－１ 都道府県別年間収入（総世帯）

順位	都道府県	年間収入 (千円)	順位	都道府県	年間収入 (千円)
1	東京都	6,818	33	徳島県	5,382
2	神奈川県	6,495	34	長崎県	5,377
3	愛知県	6,491	35	岩手県	5,353
4	富山県	6,422	36	大分県	5,275
5	滋賀県	6,335	37	山口県	5,271
6	福井県	6,322	38	秋田県	5,269
7	千葉県	6,266	39	京都府	5,156
8	栃木県	6,238	40	和歌山県	5,142
9	埼玉県	6,215	41	鹿児島県	5,009
10	茨城県	6,208	42	高知県	5,007
11	山梨県	6,151	43	北海道	4,983
12	岐阜県	6,144	44	愛媛県	4,954
13	静岡県	6,121	45	宮崎県	4,941
14	長野県	6,056	46	青森県	4,841
15	群馬県	6,004	47	沖縄県	4,581
16	兵庫県	5,969	全国		5,937
17	鳥取県	5,954			
18	新潟県	5,924			
19	石川県	5,921			
20	奈良県	5,902			
21	佐賀県	5,855			
22	山形県	5,782			
23	宮城県	5,767			
24	三重県	5,745			
25	島根県	5,655			
26	広島県	5,640			
27	熊本県	5,603			
28	岡山県	5,592			
29	福島県	5,587			
30	大阪府	5,485			
31	香川県	5,466			
32	福岡県	5,401			



2 金融資産

(1) 金融資産残高

金融資産残高は奈良県が1994.2万円と最も多く、沖縄県が621.7万円と最も少ない

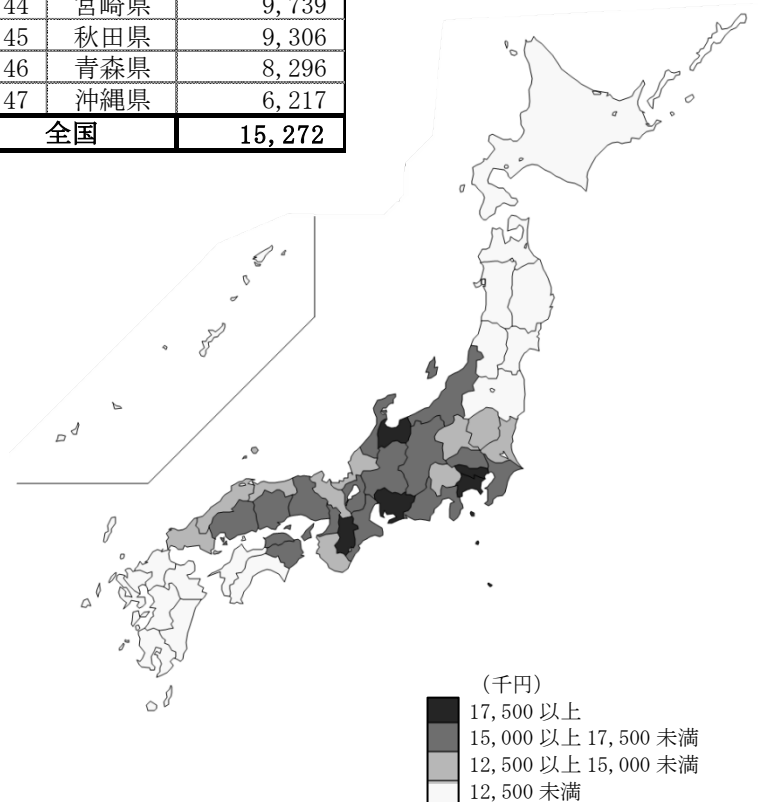
総世帯の金融資産残高※を都道府県別にみると、奈良県が1994.2万円と最も多く、次いで東京都、愛知県、神奈川県、富山県などとなっている。

一方、沖縄県が621.7万円と最も少なく、次いで青森県、秋田県、宮崎県、北海道などとなっている。(表Ⅳ－2、図Ⅳ－2)

※ 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均

表Ⅳ－2、図Ⅳ－2 都道府県別金融資産残高（総世帯）

順位	都道府県	金融資産残高 (千円)	順位	都道府県	金融資産残高 (千円)
1	奈良県	19,942	33	高知県	12,022
2	東京都	18,652	34	福岡県	11,818
3	愛知県	18,339	35	宮城県	11,404
4	神奈川県	18,298	36	熊本県	11,262
5	富山県	17,760	37	岩手県	11,239
6	兵庫県	17,434	38	大分県	11,114
7	千葉県	17,164	39	山形県	10,534
8	岐阜県	17,094	40	長崎県	10,478
9	徳島県	16,492	41	鹿児島県	10,225
10	埼玉県	16,296	42	佐賀県	10,001
11	大阪府	15,897	43	北海道	9,783
12	新潟県	15,556	44	宮崎県	9,739
13	静岡県	15,506	45	秋田県	9,306
14	石川県	15,347	46	青森県	8,296
15	長野県	15,245	47	沖縄県	6,217
16	広島県	15,229	全国		15,272
17	岡山県	15,187			
18	香川県	15,069			
19	三重県	15,055			
20	滋賀県	15,044			
21	福井県	14,924			
22	栃木県	14,922			
23	茨城県	14,897			
24	島根県	14,890			
25	山梨県	14,873			
26	鳥取県	14,409			
27	群馬県	14,083			
28	和歌山県	14,071			
29	京都府	13,228			
30	山口県	13,150			
31	愛媛県	12,432			
32	福島県	12,267			



(2) 金融資産残高に占める有価証券の割合

金融資産残高に占める有価証券の割合は東京都が31.4%と最も高く、山形県が10.4%と最も低い

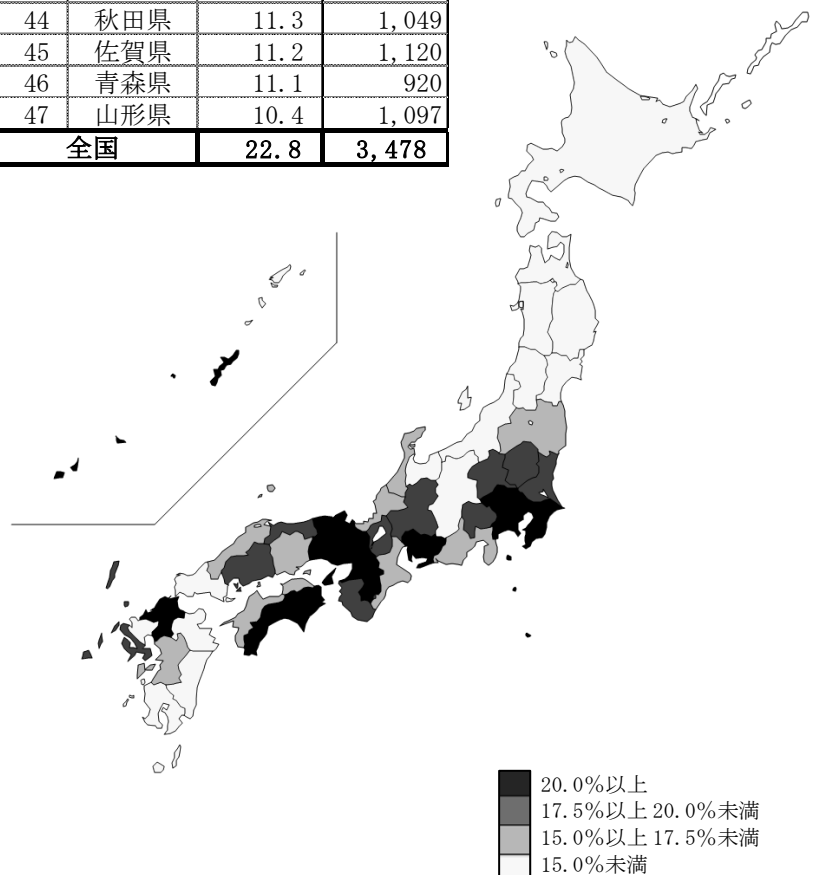
総世帯の金融資産残高に占める有価証券の割合を都道府県別にみると、東京都が31.4%と最も高く、次いで兵庫県、神奈川県、奈良県、千葉県などとなっている。

一方、山形県が10.4%と最も低く、次いで青森県、佐賀県、秋田県、新潟県などとなっている。(表Ⅳ－3、図Ⅳ－3)

表Ⅳ－3、図Ⅳ－3 都道府県別金融資産残高に占める有価証券の割合及び有価証券の額（総世帯）

順位	都道府県	金融資産残高に占める有価証券の割合 (%)	有価証券の額 (千円)	順位	都道府県	金融資産残高に占める有価証券の割合 (%)	有価証券の額 (千円)
1	東京都	31.4	5,859	33	静岡県	15.5	2,399
2	兵庫県	27.7	4,835	34	富山県	14.9	2,646
3	神奈川県	27.6	5,050	35	宮城県	14.8	1,684
4	奈良県	27.1	5,411	36	大分県	14.0	1,552
5	千葉県	26.6	4,563	37	北海道	13.9	1,357
6	愛知県	25.9	4,750	38	宮崎県	13.6	1,322
7	大阪府	24.6	3,911	39	山口県	13.3	1,744
8	埼玉県	23.7	3,870	40	長野県	12.9	1,973
9	福岡県	21.8	2,582	41	鹿児島県	12.4	1,266
10	沖縄県	21.1	1,310	42	岩手県	11.5	1,297
11	徳島県	21.0	3,457	43	新潟県	11.3	1,761
12	京都府	20.8	2,756	44	秋田県	11.3	1,049
13	高知県	20.3	2,439	45	佐賀県	11.2	1,120
14	岐阜県	19.4	3,319	46	青森県	11.1	920
15	群馬県	19.4	2,728	47	山形県	10.4	1,097
16	栃木県	19.3	2,883	全国		22.8	3,478
17	長崎県	18.7	1,960				
18	滋賀県	18.4	2,767				
19	和歌山県	18.2	2,559				
20	山梨県	18.0	2,672				
21	茨城県	17.8	2,651				
22	広島県	17.6	2,687				
23	鳥取県	17.5	2,515				
24	愛媛県	17.4	2,163				
25	島根県	17.2	2,563				
26	香川県	17.1	2,574				
27	石川県	17.1	2,621				
28	三重県	16.6	2,502				
29	福井県	16.1	2,409				
30	岡山県	16.1	2,440				
31	熊本県	15.9	1,786				
32	福島県	15.5	1,900				

注 表中の割合は、表示単位に四捨五入をしている。順位は表示単位未満を含めた値で作成しているため、割合が同じでも順位が異なる。



3 家計資産

純資産総額は東京都が5410.0万円と最も多く、秋田県が1451.1万円と最も少ない

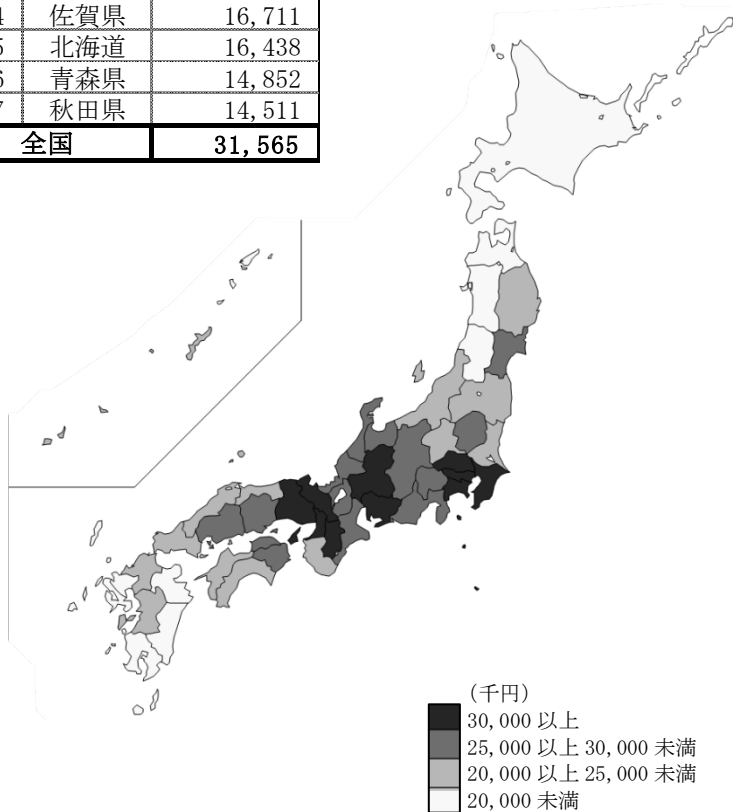
総世帯の純資産総額※を都道府県別にみると、東京都が5410.0万円と最も多く、次いで神奈川県、愛知県、奈良県、京都府などとなっている。

一方、秋田県が1451.1万円と最も少なく、次いで青森県、北海道、佐賀県、宮崎県などとなっている。（表Ⅳ－４、図Ⅳ－４）

※ 純資産総額は、「純金融資産（貯蓄－負債）」と「住宅・宅地資産」の合計である。

表Ⅳ－４、図Ⅳ－４ 都道府県別純資産総額（総世帯）

順位	都道府県	純資産総額 (千円)	順位	都道府県	純資産総額 (千円)
1	東京都	54,100	33	沖縄県	22,602
2	神奈川県	40,063	34	山口県	21,666
3	愛知県	37,962	35	熊本県	21,657
4	奈良県	35,665	36	鳥取県	21,448
5	京都府	33,558	37	福島県	20,587
6	埼玉県	33,000	38	岩手県	20,443
7	千葉県	32,763	39	大分県	19,743
8	大阪府	32,246	40	山形県	19,210
9	兵庫県	31,760	41	鹿児島県	18,813
10	岐阜県	30,002	42	長崎県	18,236
11	富山県	29,444	43	宮崎県	17,735
12	静岡県	28,840	44	佐賀県	16,711
13	広島県	28,212	45	北海道	16,438
14	徳島県	28,200	46	青森県	14,852
15	石川県	26,668	47	秋田県	14,511
16	福井県	26,566	全国		31,565
17	栃木県	26,388			
18	滋賀県	26,260			
19	長野県	26,254			
20	山梨県	26,145			
21	宮城県	25,725			
22	三重県	25,631			
23	岡山県	25,413			
24	香川県	25,029			
25	和歌山県	24,765			
26	茨城県	24,684			
27	群馬県	24,623			
28	新潟県	24,268			
29	福岡県	23,639			
30	愛媛県	22,942			
31	高知県	22,792			
32	島根県	22,733			



V 所得・資産に関する指標

1 年間収入・資産分布の均等度に関する指標（ジニ係数）

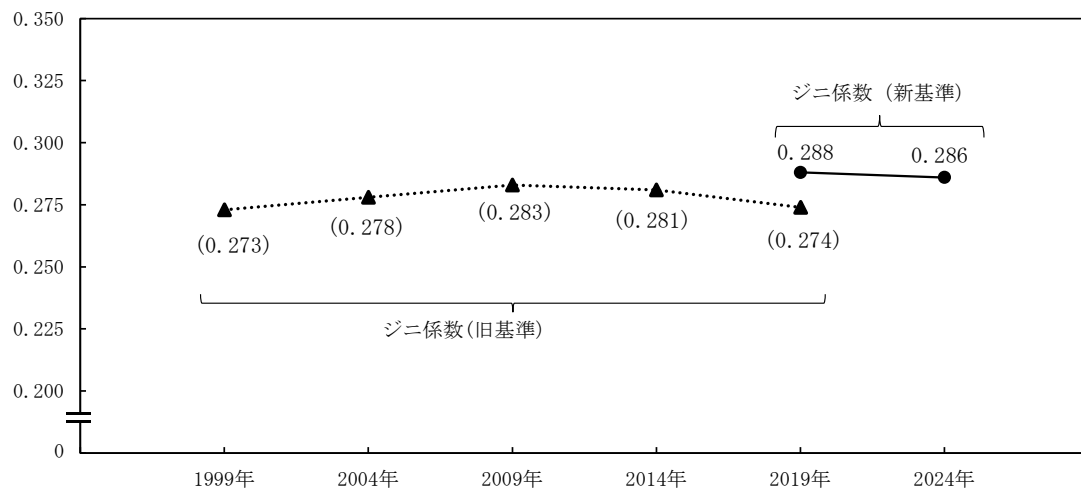
(1) 概況

所得面（等価可処分所得）のジニ係数は、2019年と比較して0.002低下

2024年の等価可処分所得のジニ係数は、0.286となっており、2019年（0.288）と比較して0.002低下している。（表V－1、図V－1）

表V－1、図V－1 等価可処分所得のジニ係数の推移

	1999年	2004年	2009年	2014年	2019年	2024年
ジニ係数（新基準）	-	-	-	-	0.288	0.286
ジニ係数（旧基準）	(0.273)	(0.278)	(0.283)	(0.281)	(0.274)	-



注 OECDの作成基準に準拠して算出。新基準では可処分所得の算出方法が変更されている。

資産面（等価金融資産残高等）のジニ係数は、所得面（等価可処分所得）のジニ係数と比較して高い

2024年の等価金融資産残高のジニ係数は0.678、等価住宅・宅地資産額のジニ係数は0.622となっており、いずれも等価可処分所得のジニ係数と比較して高くなっている。（表V－2）

表V－2 等価可処分所得、等価金融資産残高及び等価住宅・宅地資産額のジニ係数

	等価可処分所得	等価金融資産残高	等価住宅・宅地資産額
ジニ係数（新基準）	0.286	0.678	0.622

注 OECDの作成基準に準拠し算出

(2) 年齢階級

所得面（等価可処分所得）のジニ係数は85歳以上が高く、資産面（等価金融資産残高）のジニ係数は18～24歳が高い

等価可処分所得のジニ係数を年齢階級別にみると、18歳未満が0.248と最も低くなっているのに対し、85歳以上が0.312と最も高くなっている。

また、等価金融資産残高のジニ係数は、65～74歳が0.637と最も低くなっているのに対し、18～24歳が0.718と最も高くなっている。

さらに、等価住宅・宅地資産額のジニ係数は、18歳未満が0.551と最も低くなっているのに対し、25～34歳が0.751と最も高くなっている。（表V－3）

表V－3 年齢階級別等価可処分所得、等価金融資産残高及び
等価住宅・宅地資産額のジニ係数

	ジニ係数（新基準）		
	等価可処分所得	等価金融資産残高	等価住宅・宅地資産額
平均	0.286	0.678	0.622
18歳未満	0.248	0.653	0.551
18～24歳	0.261	0.718	0.644
25～34歳	0.256	0.682	0.751
35～44歳	0.252	0.658	0.624
45～54歳	0.271	0.665	0.603
55～64歳	0.311	0.650	0.600
65～74歳	0.290	0.637	0.600
75～84歳	0.301	0.641	0.605
85歳以上	0.312	0.645	0.622

注 OECDの作成基準に準拠し算出

2 相対的貧困に関する指標

(1) 概況

相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）は、2019年と比較して0.1ポイント上昇。子供の相対的貧困率は、2019年と比較して2.0ポイント低下している。

相対的貧困の状況を所得面からみると、2024年の相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）※¹は11.3%となり、2019年（11.2%）と比較して0.1ポイント上昇している。また、子供※²の相対的貧困率は8.3%となり、2019年（10.3%）と比較すると2.0ポイント低下している。

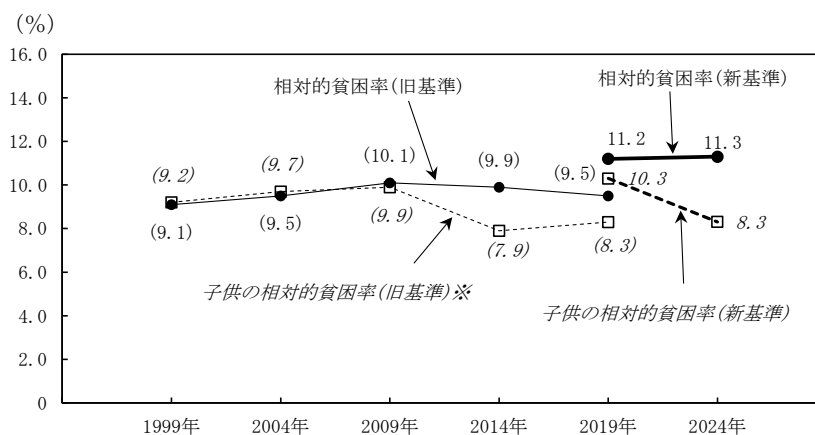
なお、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の金額）は152万円となり、2019年（135万円）と比較すると17万円増加している。（表V-4、図V-2）

※1 等価可処分所得が貧困線未満の者の割合をいう。なお、集計区分（例えば子供、年齢階級別など）ごとの貧困率を算出するに当たっては、全て同一の貧困線（全世帯人員から求めた貧困線）を用いている。

※2 18歳未満の者をいう。以下同じ。

表V-4、図V-2 相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）の推移

	1999年	2004年	2009年	2014年	2019年	2024年
相対的貧困率(新基準) (%)	—	—	—	—	11.2	11.3
相対的貧困率(旧基準) (%)	(9.1)	(9.5)	(10.1)	(9.9)	(9.5)	—
子供の相対的貧困率(新基準) (%)	—	—	—	—	10.3	8.3
子供の相対的貧困率(旧基準)※ (%)	(9.2)	(9.7)	(9.9)	(7.9)	(8.3)	—
中央値(新基準) (万円)	—	—	—	—	269	304
中央値(旧基準) (万円)	(312)	(290)	(270)	(263)	(279)	—
貧困線(中央値÷2)(新基準) (万円)	—	—	—	—	135	152
貧困線(中央値÷2)(旧基準) (万円)	(156)	(145)	(135)	(132)	(139)	—



※ 1999年から2014年までの「子供の相対的貧困率」は、全国消費実態調査の調査票情報を特別集計したもの

注 OECDの作成基準に準拠して算出。新基準では可処分所得の算出方法が変更されている。

資産面からみた相対的貧困の指標は、2019年と比較して1.2ポイント低下。所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は、2019年と比較して0.6ポイント低下

相対的貧困の状況を資産面からみると、2024年の資産面からみた相対的貧困の指標^{※1}は20.3%となり、2019年（21.5%）と比較すると1.2ポイント低下している。また、所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標^{※2}は4.2%となり、2019年（4.8%）と比較すると0.6ポイント低下している。

なお、子供のみで算出すると、資産面からみた相対的貧困の指標は25.3%となり、2019年（27.4%）と比較すると2.1ポイント低下している。さらに、所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は5.0%となり、2019年（6.0%）と比較すると1.0ポイント低下している。（表V－5）

※1 等価流動性金融資産が貧困線の25%（貧困線程度の消費水準であれば1年間の25%、すなわち3か月分に相当する金額）未満の者の割合をいう。

※2 等価可処分所得が貧困線未満かつ等価流動性金融資産が貧困線の25%未満の者の割合をいう。

表V－5 資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標 [2024年・2019年]

	資産面		所得・資産の両面	
	2024年	2019年	2024年	2019年
相対的貧困の指標(新基準)(%)	20.3	21.5	4.2	4.8
子供の相対的貧困の指標(新基準)(%)	25.3	27.4	5.0	6.0
貧困線（中央値÷2）(新基準)（万円）	152	135	152	135
貧困線の25%(新基準)（万円）	38	34	38	34

注1 OECDの作成基準に準拠し算出

注2 資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は、統計表〔第7－31－1表〕から計算している。

注3 ここでの貧困線は、資産額不詳の世帯員を除いて算出した、所得の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の金額）

(2) 年齢階級

相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）は、25～34歳が最も低く、85歳以上が最も高い

相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）を年齢階級別にみると、25～34歳が6.0%と最も低く、85歳以上が22.4%と最も高くなるなど、若年者層に比べて高齢者層で高い傾向がみられる。

一方、資産面からみた相対的貧困の指標は、65～74歳が13.8%と最も低く、18～24歳が29.5%と最も高くなるなど、高齢者層に比べて若年者層で高い傾向がみられる。

所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は、25～34歳が3.1%と最も低く、75～84歳及び85歳以上が6.0%と最も高くなっている。（表V－6）

表V－6 年齢階級別相対的貧困の指標

	相対的貧困の指標（新基準）（%）		
	相対的貧困率（所得面）	資産面	所得・資産の両面
平均	11.3	20.3	4.2
18歳未満	8.3	25.3	5.0
18～24歳	7.7	29.5	3.8
25～34歳	6.0	24.5	3.1
35～44歳	7.5	21.8	3.5
45～54歳	8.8	21.8	3.8
55～64歳	12.1	16.5	3.5
65～74歳	13.7	13.8	4.0
75～84歳	20.9	15.9	6.0
85歳以上	22.4	15.2	6.0

注1 OECDの作成基準に準拠し算出

注2 資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は、統計表[第7－31－1表]から計算している。

(3) 世帯類型

相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）は、大人１人と子供の世帯の世帯員が最も高い

相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）を世帯類型別にみると、世帯主が65歳未満の世帯では、単身世帯の世帯員は14.1%、２人以上の世帯の世帯員は6.8%、世帯主が65歳以上の世帯では、単身世帯の世帯員は35.3%、２人以上の世帯の世帯員は13.0%となっており、どちらの場合も、２人以上の世帯に比べて単身世帯が高くなっている。

世帯主が65歳未満の２人以上の世帯について内訳をみると、相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）は大人１人と子供の世帯の世帯員が48.9%、２人以上の大人のみの世帯の世帯員が6.3%、大人２人以上と子供の世帯の世帯員が5.3%となっており、大人１人と子供の世帯の世帯員が最も高くなっている。

また、資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標についても、２人以上の世帯に比べて単身世帯で高く、２人以上の世帯の中では、大人１人と子供の世帯の世帯員が最も高くなっている。（表V－７）

表V－７ 世帯類型別相対的貧困の指標

	相対的貧困の指標(新基準) (%)		
	① 相対的貧困率 (所得面)	② 資産面	③ 所得・資産の両面
総世帯	11.3	20.3	4.2
世帯主が65歳未満	8.1	23.2	3.7
単身世帯	14.1	25.6	5.5
２人以上の世帯	6.8	22.7	3.3
大人１人と子供の世帯	48.9	51.5	32.6
２人以上の大人のみの世帯	6.3	19.8	2.3
大人２人以上と子供の世帯	5.3	23.6	2.8
世帯主が65歳以上	17.4	14.8	5.1
単身世帯	35.3	18.6	9.8
２人以上の世帯	13.0	13.9	4.0

注１ OECDの作成基準に準拠し算出

注２ ①の「世帯主が65歳未満」の「２人以上の世帯」は、統計表〔第7－17表〕から計算している。また、②及び③は、統計表〔第7－37－１表〕から計算している。

令和6年全国家計構造調査の概要

1 調査の目的

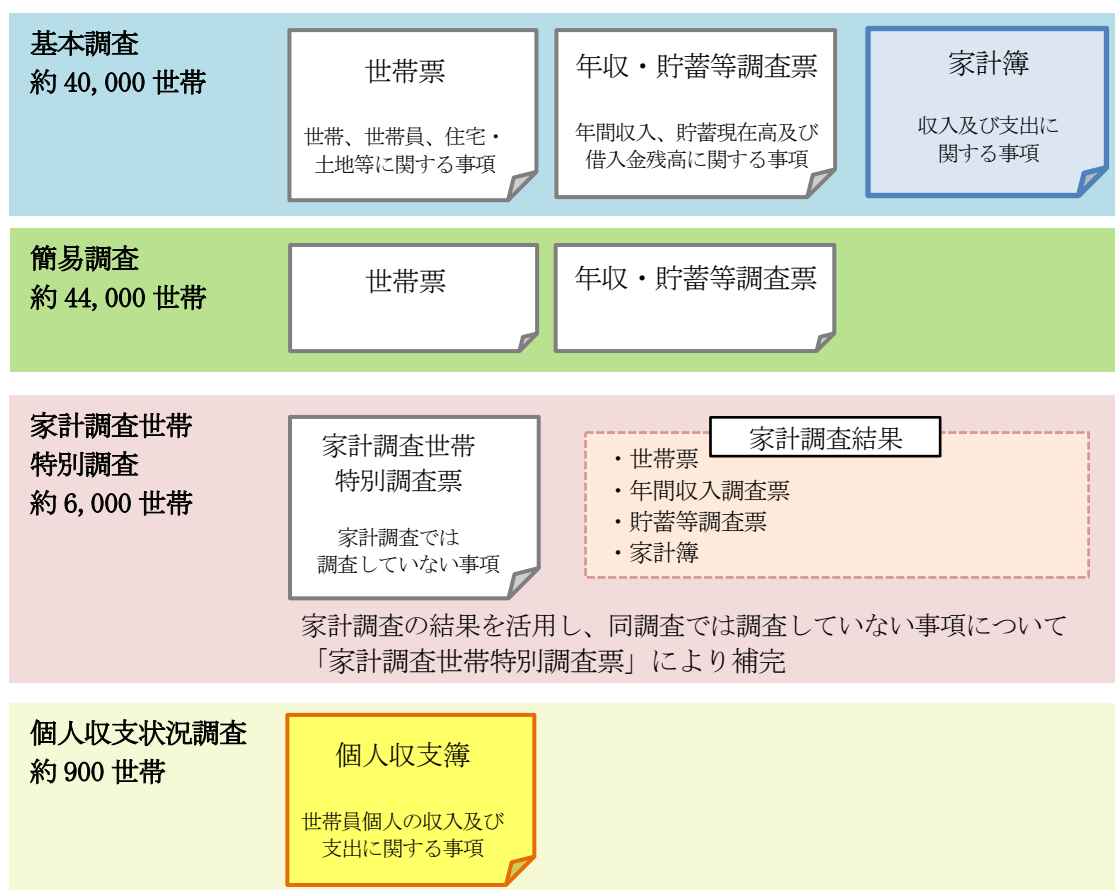
全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査である。1959年の第1回調査以来5年ごとに実施しており、2024年は通算で14回目の調査に当たる。

2 調査の体系

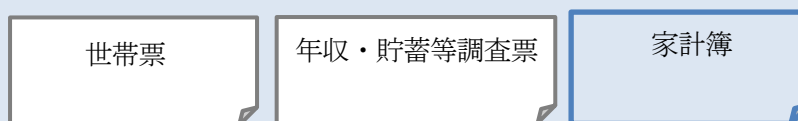
調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の四つの調査からなる（このほか、一般統計調査の「全国単身世帯収支実態調査」も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果とする。）。

各調査で用いた調査票の種類、調査対象数（概数）については、下図のとおりである。

図 令和6年全国家計構造調査の調査票の種類及び調査対象数（概数）



(参考) 全国単身世帯収支実態調査
約 2,000 世帯



3 調査事項及び調査期日

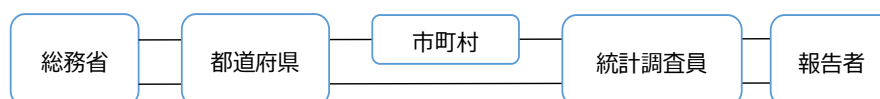
調査票の種類	調査事項	調査期日
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地等に関する事項	10月
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	前年11月～調査年当年10月の1年間 (貯蓄、借入金の残高については10月末現在)
家計簿(10月分)	収入及び支出に関する事項	10月1か月間
家計簿(11月分)	収入、支出、購入地域及び購入先に関する事項	11月1か月間
個人収支簿	世帯員個人の収入及び支出に関する事項	10月又は11月 (調査対象によりいずれか1か月間)

注 家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査票（世帯票、年間収入調査票、貯蓄等調査票及び家計簿）に加え、家計調査では調査していない項目について「特別調査票」により補完することで集計に利用する。

4 調査の流れ、調査方法

調査は、次の流れで実施した。（上段が「基本調査及び簡易調査」、下段が「家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査」の流れ）

調査方法は、調査員、オンライン又は郵送（簡易調査のみ）による。



5 調査の対象

全国の全ての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された世帯を対象とし、二人以上の世帯と単身世帯に分けて調査を実施した。

ただし、次に該当する世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から調査対象から除外した。

(1) 二人以上の世帯

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 外国人世帯

(2) 単身世帯

- ア 社会施設又は矯正施設の入所者
- イ 自衛隊の営舎内居住者
- ウ 病院、療養所の入院者
- エ 15歳未満の者
- オ 学生
- カ (1)のア、イ及びエに該当する単身世帯

6 集計体系及び結果の公表

集計体系は、「家計総合集計体系」、「所得資産集計体系」及び「個人収支集計体系」の三つの体系からなる。

- ・「家計総合集計体系」

基本調査、家計調査世帯特別調査及び全国単身世帯収支実態調査の結果を基に、「家計収支に関する結果」を集計する。

- ・「所得資産集計体系」

基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び全国単身世帯収支実態調査の結果を基に、「所得に関する結果」、「家計資産・負債に関する結果」、「年間収入・資産分布等に関する結果」を集計する。

- ・「個人収支集計体系」

個人収支状況調査の結果を基に、「個人的な収支に関する結果」を集計する。

今回公表する結果は、「所得資産集計体系」に属する「所得に関する結果」、「家計資産・負債に関する結果」及び「年間収入・資産分布等に関する結果」である。

(公表済みの結果)

- ・「家計収支に関する結果」 : 令和7年12月19日公表
- ・「個人的な収支に関する結果」 : 令和8年3月13日公表

用語の解説

1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別にしてしている間借人などは含めない。

3 有業人員

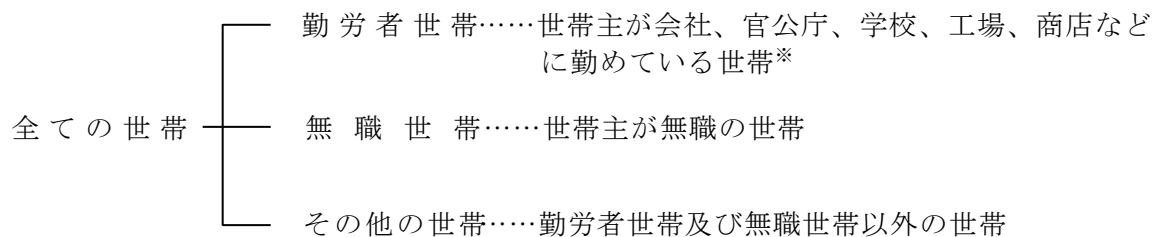
世帯員のうち勤め先のあるもの、自営業主、家族従業者、内職従事者などの人数をいう。

4 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

5 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。



※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

6 世帯類型

世帯を世帯員の続き柄による構成によって分類したもので、いわゆる核家族と呼ばれる「夫婦のみの世帯」又は「夫婦と未婚の子供から成る世帯」を始め、「夫婦と子供と親の世帯」、「単身赴任・出稼ぎ」の世帯など家計分析に有効なように世帯を区分している。

7 高齢者世帯類型

65歳以上の無職の世帯員がいる世帯を、以下の類型に区分した。なお、「高齢者夫婦」は「65歳以上の男と60歳以上の女による夫婦」としている。

- ・高齢者夫婦のみの世帯
- ・高齢者夫婦と未婚の子供の世帯
- ・高齢者夫婦と子供夫婦の世帯
- ・高齢者夫婦と子供夫婦と未婚の孫の世帯
- ・男親又は女親（65歳以上）と未婚の子供の世帯
- ・男親又は女親（65歳以上）と子供夫婦の世帯
- ・男親又は女親（65歳以上）と子供夫婦と未婚の孫の世帯
- ・その他の世帯（「主たる家計維持者が長期不在の世帯」を含む。）

8 世帯主の配偶者の有無

世帯主の配偶関係のほか、主たる家計維持者が長期不在の状況、世帯内の有業者の有無の状況によって区分した。

母子世帯

「母子世帯」とは、以下のいずれかの世帯としている。

- ・世帯主かつ配偶者のいない母親と、18歳未満で未婚の子供のみから構成される世帯
- ・18歳未満の未婚の子である世帯主と、その母親のみから構成される世帯
- ・18歳未満の未婚の子である世帯主と、その母親と、世帯主の未婚の兄弟姉妹（18歳未満）のみから構成される世帯

ただし「主たる家計維持者が長期不在の世帯」を除く。

（「世帯主」については「1 世帯主」の項も参照）

9 年間収入五分位階級、年間収入十分位階級

年間収入五分位階級とは、世帯を年間収入の低い方から高い方へ順に並べ5等分した五つのグループのことで、収入の低い方から順に第Ⅰ、第Ⅱ、・・・、第Ⅴ五分位階級という。同様に、年間収入十分位階級とは、世帯を年間収入の低い方から高い方へ順に並べ10等分した十のグループのことで、収入の低い方から順に第Ⅰ、第Ⅱ、・・・、第Ⅹ十分位階級という。

年間収入以外の集計事項についても、年間収入階級と同様に各分位階級を作成している。なお、金融資産残高五分位・十分位階級については、「金融資産を保有していない世帯」を含めずに分位階級を作成している。

各分位の境界値（分位の上限）

数値の大きさに従って集計対象を並べた際に、その分位階級内で最も大きい数値のことをいう。

中央値

『結果の概要』においては、十分位階級における第Ⅴ階級の境界値（分位の上限）を使用している。

10 年間収入

世帯における過去1年間（令和6年調査では、2023年11月から2024年10月まで）の収入（税込）で、勤め先からの収入、事業による収入、年金や給付金の受取金など、経常的に得ているものをいう。退職金、財産の売却で得た収入、相続により得た預貯金など、一時的な収入は含めない。

11 年間可処分所得

「年間収入」から税、社会保険料などを差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。全国家計構造調査では、OECD（経済協力開発機構）の新基準の算出方法による年間可処分所得のほかに、OECDの旧基準に準拠した指標を表章している。

年間可処分所得（OECD新基準準拠）

＝「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」－「仕送り金支出」－「企業年金保険料」－「固定資産税・都市計画税」－「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」

年間可処分所得（OECD旧基準準拠）

＝「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」

12 金融資産残高（貯蓄現在高）

2024年10月末日現在の、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう（手持ちの現金や、現金のまま保有しているいわゆる「タンス預金」は含まない。）。

13 金融負債残高

2024年10月末日現在の、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

具体的な内容例示は、付録『金融資産・負債の範囲と内容』（48ページ）に記載している。

負債保有率

全ての世帯のうち、負債（「住宅・土地のための負債」、「住宅・土地以外の負債」及び「月賦・年賦」のうちいずれか。）の残高を保有している世帯の割合をいう。

14 住宅資産・宅地資産

住宅及び宅地については、付録『家計の住宅・宅地資産の価額評価方法』（50ページ）に基づき、それぞれの世帯ごとの資産額を2024年10月末時点で評価し、集計に使用した。

住宅資産

現住居及び現住居以外で家計用に所有している住宅をいう。

宅地資産

現居住地（借地を含む。）及び現居住地以外で家計用に所有している宅地をいう。

15 流動性金融資産

金融資産残高（貯蓄現在高）から「生命保険など」（生命保険、損害保険、簡易保険）を除いたものをいう。

16 等価可処分所得

世帯の年間可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で割って調整したものをいう。OECDの国際比較では、各国のジニ係数や相対的貧困率は、等価可処分所得で算出したものを用いている（付録『等価可処分所得の計算方法』（52ページ）参照）。

「等価」とは

世帯単位で得られる数値を、当該世帯の世帯人員数の関数（世帯人員数 S に $0 \sim 1$ の間の数値をとる変数 E （等価弾性値という。）を累乗したものであり、これを等価世帯人員という。）で割って調整したものをいう。OECDの基準では $E = 0.5$ （つまり世帯人員数の平方根）を用いている。

17 指標について

ジニ係数

年間収入等の分布の均等度を表す指標の一つ。 $0 \sim 1$ の値をとり、 0 は均等を示し、 1 に近づくほど不均等となる（付録『ジニ係数の計算方法』（53ページ）参照）。

相対的貧困率

全ての世帯人員のうち、等価可処分所得が貧困線を下回る所得の世帯人員の割合をいう（付録『相対的貧困率の計算方法』（55ページ）参照）。

子供の相対的貧困率

全ての18歳未満の世帯人員のうち、等価可処分所得が貧困線（相対的貧困率と同じ貧困線）を下回る世帯人員の割合をいう。

貧困線

等価可処分所得の中央値（全ての世帯人員を等価可処分所得の少ない順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する者の金額）の半分の金額のことをいう。

18 資産面を考慮した相対的貧困の指標について

『結果の概要』においては、OECDの国際比較で用いられている指標に準じて以下の意味で用いている（付録『資産面を考慮した相対的貧困の指標について』（56ページ）参照）。

- ・資産面からみた相対的貧困の指標…等価流動性金融資産が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の金額）の25%未満の者の割合

- ・所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標…等価可処分所得が貧困線未満かつ等価流動性金融資産が貧困線の25%未満の者の割合

19 「大人」、「子供」の定義について

『結果の概要』の「V 所得・資産に関する指標」において、「大人」とは18歳以上の世帯員、「子供」とは18歳未満の世帯員を指す。この定義は、OECD事務局の指定に準じたものであり、『結果の概要』の「V 所得・資産に関する指標」以外及び既に公表している「家計収支に関する結果」の『結果の概要』における定義とは異なるので注意を要する。

<利用上の留意点>

◎OECD旧基準準拠による集計（2019年結果）について

本調査では、2019年結果の作成時に、年間可処分所得の算出方法の変更（準拠しているOECDの作成基準変更）や調査の見直しによる推計方法等を変更している。このため2019年結果では、以下のとおり2014年以前の手法による集計を行い、過去（2014年以前）の結果とも比較できるようにしている。

【2014年以前の手法による集計】

- ・11月家計簿の提出がある基本調査世帯を集計対象とする。
- ・集計用乗率の算出方法（母集団復元の方法）を2014年調査の方法に基づくものとする。
- ・OECD旧基準に準拠した年間可処分所得の定義を用いる。
- ・ジニ係数の計算にはシンプソンの公式を使用する。

◎OECD新基準準拠による遡及集計について

年間可処分所得（OECD新基準準拠）の算出に用いている「仕送り金支出」、「企業年金保険料」、「固定資産税・都市計画税」及び「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」については、OECDの新基準に準拠するように2019年調査から調査項目に加えたものである。そのため、2014年以前の調査年においてOECDの新基準により遡及集計することはできない。

◎複数の集計区分を合算及び差分により算出した結果について

『結果の概要』では、一部の区分について、統計表上の複数の集計区分の結果を、下記算式により合算（「世帯数分布」をウェイトとして加重平均により算出）又は差分（「世帯数分布」をウェイトとして加重した値の差をとり、ウェイトの差で除することにより算出）により算出した結果を用いている。

<合算の算出例>

世帯類型「夫婦と未婚の子供が2人の世帯 長子が専門学校生、短大・高専生（勤労者世帯）」（A）と「夫婦と未婚の子供が2人の世帯 長子が大学生、大学院生（勤労者世帯）」（B）の「年間収入」を「世帯数分布」により加重平均し、「夫婦と子供が2人の世帯（長子が大学生等、勤労者世帯）」（C）の「年間収入」を算出する場合

統計表[第3－10表]から下式により算出

$$\begin{aligned}\text{年間収入C (10,299千円)} &\equiv [(\text{世帯数分布A (66,653)} \times \text{年間収入A (8,583千円)}) \\ &\quad + (\text{世帯数分布B (404,792)} \times \text{年間収入B (10,582千円)})] \\ &\div (\text{世帯数分布A (66,653)} + \text{世帯数分布B (404,792)})\end{aligned}$$

<差分の算出例>

世帯類型「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯（世帯主が30歳代、勤労者世帯）」（A）と「うち夫婦と未婚の子供のみの世帯（世帯主が30歳代、勤労者世帯）」（B）の「金融資産残高」を「世帯数分布」により加重の差分をとり、「世帯数分布」の差分で除することにより「夫婦のみの世帯（世帯主が30歳代、勤労者世帯）」（C）の「金融資産残高」を算出する場合

統計表[第4－34表]から下式により算出

$$\begin{aligned}\text{金融資産残高C (7,517千円)} &\equiv [(\text{世帯数分布A (2,804,124)} \times \text{金融資産残高A (8,372千円)}) \\ &\quad - (\text{世帯数分布B (2,142,453)} \times \text{金融資産残高B (8,636千円)})] \\ &\div (\text{世帯数分布A (2,804,124)} - \text{世帯数分布B (2,142,453)})\end{aligned}$$

金融資産・負債の範囲と内容

1 調査の範囲と内容

- 金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金（利子を含む。）、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 金融資産残高は、その種類によって金額の評価方法が異なる。
 - ・生命保険・損害保険・簡易保険：加入してからの払込総額
 - ・株式及び投資信託：2024年10月末日現在の時価による見積額
 - ・貸付信託・金銭信託及び債券：額面金額
- N I S A（少額投資非課税制度）や i D e C o（個人型確定拠出年金）については、制度によらず、購入したものの種類（株式や投資信託など）によって、それぞれ該当する項目に含めている。
- 金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

金融資産・負債とするもの	金融資産・負債としないもの
● 単身赴任・出稼ぎなどで離れて暮らしている人の貯蓄・借入金（世帯内で管理している分） ● 個人営業のための分	● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金 ● 知人等への貸金 ● 公的年金や企業年金の掛金 ● 手持ちの現金

2 金融資産・負債の内容及び注意事項

項 目			内 容 及 び 注 意 事 項
金 融 資 産	預貯金	通貨性預貯金	● 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの ● 普通預金、当座預金、通常貯金、通知預金など
		定期性預貯金	● 一定期間預け入れておくもの ● 定期預金、積立定期預金、定期積金など ● 定額貯金、定期貯金、財産形成貯金など

項 目			内 容 及 び 注 意 事 項
金 融 資 産 (続 き)	生 命 保 険 な ど	生命保険	● 生命保険会社の終身保険、普通養老保険、こども保険、個人年金保険など ● 農業協同組合などの終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済など ● 掛け捨ての保険は含めない
		損害保険	● 火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険など ● 積立型介護費用保険 ● 掛け捨ての保険は含めない
		簡易保険	● 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている養老保険、終身年金保険、夫婦保険など ● 掛け捨ての保険は含めない
	有価証券	貸付信託・金銭信託	● 信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託
		株式	● 2024年10月末日現在の時価で見積もった額
		債券	● 国債、地方債、政府保証債、金融債など
		投資信託	● 株式投資信託、公社債投資信託など ● 2024年10月末日現在の時価で見積もった額
	その他（社内預金など）		● 銀行の「金投資口座」、証券会社の「金貯蓄口座」など、金融機関で上記以外の貯蓄 ● 社内預金、勤め先の共済組合、互助会（冠婚葬祭を目的としたものを除く）など金融機関外への預貯金
	（再掲）年金型貯蓄		● 財形年金貯蓄、個人年金信託、個人年金保険など、将来定期的に定められた額を受け取る制度がある貯蓄 ● 公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）や企業年金（確定給付年金、厚生年金基金など）、国民年金基金は含めない
金 融 負 債	住宅・土地のための負債		● 住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高
	住宅・土地以外の負債		● 生活に必要な資金（教育ローンなど）、個人事業に必要な資金（開業資金、運転資金など）を借り入れた場合の未払残高
	月賦・年賦		● 乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払残高

家計の住宅・宅地資産の価額評価方法

住宅及び宅地を対象として、世帯ごとに2024年10月末日現在で推計している。また、住宅・宅地資産に純金融資産（金融資産残高－金融負債残高）を加えて純資産総額としている。

1 住宅資産の評価方法

○ 現住居の住宅及び現住居以外の住宅（共通）

現住居の住宅の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

住宅の延べ床面積（㎡）×都道府県、住宅の構造別 1 ㎡当たり建築単価×住宅の構造、建築時期別残価率

- ・住宅の構造：木造、防火木造、鉄骨・鉄筋コンクリート造、その他
- ・建築単価：国土交通省「建築着工統計」（2024年）の居住専用住宅の工事費予定額及び床面積から算出
- ・残価率＝ $(1 - \pi)^n$
 - π：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた定率法による償却率
 - n：建築時期からの経過年数

2 宅地資産の評価方法

(1) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯を除く。）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

宅地の敷地面積（㎡）× 1 ㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の 1 ㎡当たり評価額を用いて推計した各調査単位区の 1 ㎡当たり評価額（「地価公示」又は「都道府県地価調査」から、各調査単位区に近い 3 地点を抽出し、距離の逆数により加重平均して評価額としている。）
- ・借地権割合：宅地が「有償の借地」であって、住宅の構造が「木造、防火木造、その他」については 0.5、同様に「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については 0.6、宅地が「有償の借地」以外の場合は 1.0 としている。

(2) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

宅地の敷地面積（㎡）× 1 ㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額
(全国単身世帯収支実態調査は市区町村単位で現居住地を把握しているため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額としている。)
- ・借地権割合：宅地が「有償の借地」であって、住宅の構造が「木造、防火木造、その他」については0.5、「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6、宅地が「有償の借地」以外の場合は1.0としている。

(3) 現居住地以外の宅地

宅地の敷地面積(㎡) × 1㎡当たりの宅地単価

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額
(所在地の調査を市区町村名のみで行ったため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額としている。)

なお、「地価公示」及び「都道府県地価調査」はそれぞれ年に1回の実施であることから、それぞれ2時点の評価額を用いて2024年10月末日の評価額となるよう時点調整を行っている。

等価可処分所得の計算方法

全国家計構造調査は世帯を単位として実施しているため、各世帯を構成している世帯員の等価可処分所得を以下の方法で計算している。

- ① 世帯 i の年間可処分所得 (I_i) を以下の算式により算出する。

【OECD新基準準拠】

$$\begin{aligned} \text{年間可処分所得 } (I_i) = & \text{「年間収入」} \\ & - \text{「所得に課される税・社会保険料」} \\ & - \text{「仕送り金支出」} \\ & - \text{「企業年金保険料」} \\ & - \text{「固定資産税・都市計画税」} \\ & - \text{「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」} \end{aligned}$$

【OECD旧基準準拠】

$$\text{年間可処分所得 } (I_i) = \text{「年間収入」} - \text{「所得に課される税・社会保険料」}$$

- ② I_i を世帯 i の世帯人員数 (S_i) の平方根で除し、世帯 i の等価可処分所得 (W_i)、すなわち世帯人員 1 人当たり経済厚生 (効用水準) ※を算出する。

なお、式を見て分かるように、 W_i は世帯ごとに決まる値であり、同一世帯内の世帯員は全て同一の等価可処分所得をもつことになる。

$$W_i = \frac{I_i}{\sqrt{S_i}}$$

※ 一般に、世帯人員 1 人当たり経済厚生は、

$$W = \frac{I}{S^E}$$

で表される。 E は等価弾性値といい、 $0 \sim 1$ の間のいずれかの値をとるとされている ($E = 0$ のときは世帯所得がそのまま各世帯員の効用となり、 $E = 1$ のときは 1 人当たり所得が各世帯員の効用になる。)。OECDの基準では、 $E = 0.5$ としており、全国家計構造調査でも $E = 0.5$ を用いている。

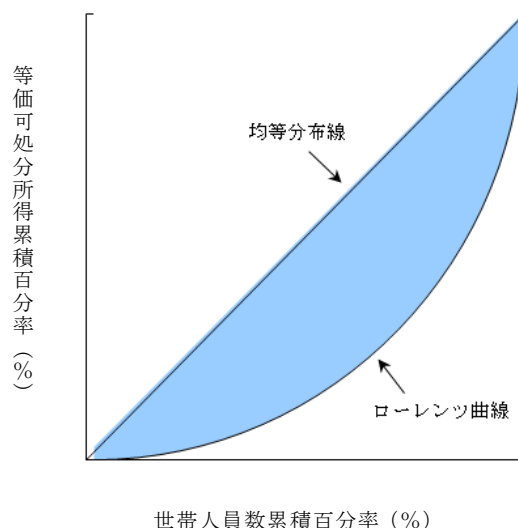
ジニ係数の計算方法

＜ジニ係数の考え方＞

世帯員を等価可処分所得等の低い順に並べ、世帯人員数の累積百分率を横軸に、等価可処分所得等の累積百分率を縦軸にした散布図を描く。この散布図の点を結ぶ弓形の曲線をローレンツ曲線という。全ての世帯員の年間収入等が完全に同じであれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線（均等分布線という。）となる。

均等分布線とローレンツ曲線で囲まれる弓形の面積が、均等分布線より下の三角形の面積に占める割合がジニ係数である。

図 等価可処分所得の世帯人員分布のローレンツ曲線



＜ジニ係数の計算式＞

全国家計構造調査では、ジニ係数を次式により算出している。

$$G = \frac{\frac{1}{2} - \frac{1}{2} \sum_k \left(\frac{n_k}{n} \cdot (X_k + X_{k-1}) \right)}{\frac{1}{2}}$$

G : ジニ係数

k : 世帯員を等価可処分所得等の低い順に並べたときの、当該世帯員の順位
(例 : $k = 1, 2, \dots, m$)

ここで、

$$X_k = \frac{\sum_{l=1}^k n_l x_l}{\sum_{l=1}^m n_l x_l} \quad (\text{ただし、} k=1 \text{ のとき } X_{k-1} = X_0 = 0 \text{ とする。})$$

$$n = \sum_{k=1}^m n_k$$

n_k : 順位 k の世帯員の個人ウエイト（世帯員が属する世帯の集計用乗率）

x_k : 順位 k の世帯員の等価可処分所得等

m : 世帯員の人数計

<ジニ係数の計算式（近似式）>

OECD旧基準準拠の集計では、ローレンツ曲線による横軸との間の面積を等価可処分所得等の十分位階級及びシンプソンの公式を用いて近似計算しており、ジニ係数 λ を次の式により算出している。

$$\lambda = \frac{2}{15} \{7 - (y_2 + y_4 + y_6 + y_8) - 2(y_1 + y_3 + y_5 + y_7 + y_9)\}$$

y_i : 等価可処分所得等*の十分位階級における第 i 階級までの累積等価可処分所得等の、第十階級までの累積等価可処分所得等に対する割合

※資産の種類別ジニ係数では、それぞれ「等価金融資産残高」、「等価住宅・宅地資産額」となる。

相対的貧困率の計算方法

等価可処分所得の中央値(全ての世帯人員を等価可処分所得の少ない順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する者の金額)の半分の金額を(所得の)貧困線と呼び、貧困線を下回る所得の世帯人員数の割合を相対的貧困率という。

$$\text{相対的貧困率 (\%)} = \frac{\text{貧困線を下回る所得の世帯人員数}}{\text{全ての世帯人員数}} \times 100$$

$$\text{子供}^{※1}\text{の相対的貧困率 (\%)} = \frac{\text{貧困線}^{※2}\text{を下回る所得の18歳未満の世帯人員数}}{\text{全ての18歳未満の世帯人員数}} \times 100$$

※1 子供とは、18歳未満の者をいう。

※2 相対的貧困率の貧困線と同じ金額を用いている。

< 貧困線について >

集計区分(例えば年齢階級別、男女別など。)ごとの貧困率を算出するに当たっては、全て同一の貧困線(全世帯人員から求めた貧困線)を用いており、各区分に属する世帯人員のうち貧困線を下回る者の割合がその区分の貧困率となる。

相対的貧困率(所得面からみた相対的貧困の指標)と資産面を考慮した相対的貧困の指標(後述)においては、いずれも貧困線は所得を基準としている(上記で求めた等価可処分所得によるもの)。ただし、資産面を考慮した相対的貧困の指標で用いている貧困線は、保有する資産額が不詳の世帯(員)を除外して求めているため、両者で利用している貧困線では金額が若干異なる。

資産面を考慮した相対的貧困の指標について

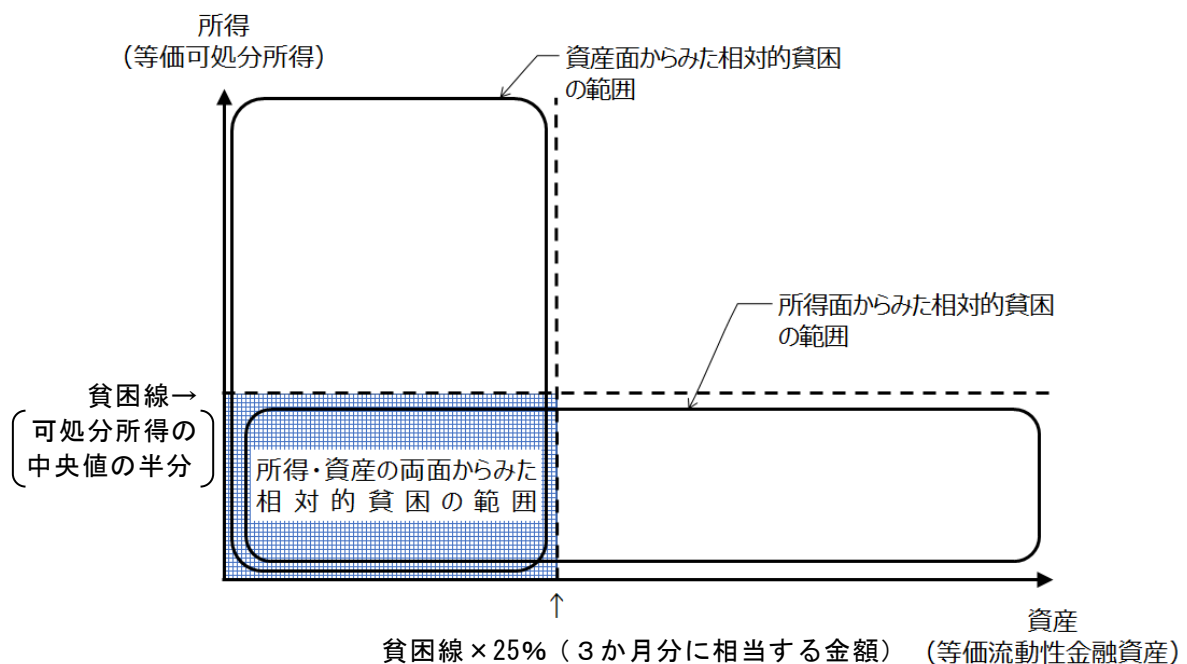
所得面からみた相対的貧困の指標（相対的貧困率）は、等価可処分所得の多寡を貧困線と比較することで判断しており、資産の保有状況については考慮されていない。

OECDによる新しい指標として、等価流動性金融資産等を貧困線と比較することで、資産面での貧困の状況を把握することとなった。すなわち、離職等で一時的に収入が途切れた場合、流動性金融資産を取り崩すことによって基準期間※の間生活を維持できるかどうかを判断するものとなっている。

また、これらの条件を組み合わせることで、所得及び資産のいずれの面からみても基準を下回る世帯員の状況を把握することができるものとなっている。

※ 『結果の概要』では、OECDの基準のうち、貧困線の25%（貧困線程度の消費水準であれば1年の25%、すなわち3か月分に相当する金額）の流動性金融資産を保有しているかについて記述している。

図 所得・資産の両面からみた相対的貧困の範囲



※ ここでの貧困線は資産額が不詳の世帯員数を除いて算出している。

- ◆「令和6年全国家計構造調査」の詳しい結果を御覧になる場合は、次のURLを参照ください。

<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/index.html>

- ◆この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/kekka.html>

- ◆本調査の統計データを引用・転載する場合には、必ず、出典の表記をお願いします。

出典：総務省統計局「〇〇年全国家計構造調査結果」

<内容に関する問合せ先>



総務省統計局

統計調査部 消費統計課 全国家計構造調査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電 話：03-5273-1173（直通）

- * 結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。
メールニュースのお申込みは、統計局ホームページから。

統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/>

政府統計の総合窓口（e-Stat）URL <https://www.e-stat.go.jp/>